平成28年第2回由利本荘市議会定例会(6月)会議録

平成28年6月9日(木曜日)

議事日程第2号

平成28年6月9日(木曜日)午前9時30分開議

第 1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者

5番 佐々木 隆 一 議員

24番 佐藤 譲 司 議員

8番 湊 貴 信 議員

17番 髙 橋 和 子 議員

本日の会議に付した事件 議事日程第2号のとおり

出席議員(25人)

1番 鈴 木 和 夫 2番 村 上 亨 3番 伊 藤 岩 夫

 4番 今 野 英 元
 5番 佐々木 隆 一
 6番 三 浦
 晃

7番 梶 原 良 平 8番 湊 貴 信 9番 渡 部 聖 一

10番 伊藤順男 11番 高橋信雄 13番 吉田 朋子

14番 吉 孝 東 一 高 野 15番 渡 部 16番 大 関 嘉 17番 髙 橋 和子 18番 長 沼 久 利 19番 佐 藤 賢

20番 土 田 与七郎 21番 三 浦 秀 雄 22番 渡 部 功

23番 佐々木 慶 治 24番 佐 藤 譲 司 25番 佐 藤 勇

26番 井 島 市太郎

欠席議員(1人)

12番 佐 藤 徹

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長 長谷部 誠 副 市 長 小 野 一彦 副 市 太津夫 教 育 佐々田 長 团 部 長 企業管理者 藤 原 秀 総務部長 原 田 正 雄 企画調整部長 佐 藤 光昭 市民生活部長 村上 祐 健康福祉部長 田 晃 農林水産部長 遠藤 晃 太 商工観光部長 佐々木 肇 真 坂 誠 建設部長

由利本荘まるごと 松 永 豊 総合防災公園管理 袴 田 範 之 営業本部事務局長 運営準備事務局長 保育園民営化· 地域資源を活用した 大 場 ひろみ 教 育 次 長 大 滝 朗 遊び推進事務局長 消 防 総務課長 長 畠 山 操 小 川 裕 之 契約検査課査 総合政策課長 鉄 也 遠 藤 利 夫 茂木 市民課長 井 上 寿 子 福祉支援課長 渡 部 正 人 子育て支援課長 長寿支援課長 眞 坂 國 利 長谷川 聡 観光文化振興課長 畑中 功

議会事務局職員出席者

鈴木順孝 局 長 次 長 鎌田 直人 書 記 書 髙 橋 樹 小 松 和 美 記 清 書 古戸利幸 佐々木 健 児 記 記

午前 9時30分 開 議

○議長(鈴木和夫君) おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

12番佐藤徹君より、欠席の届け出があります。

出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長(鈴木和夫君) 本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

○議長(鈴木和夫君) 日程第1、これより一般質問を行います。

なお、再質問は、答弁に対する質問でありますので、項目番号、項目名を明確に告げて、その上の発言としてください。

それでは、発言の通告がありますので、順次質問を許します。

5番佐々木隆一君の発言を許します。5番佐々木隆一君。

【5番(佐々木隆一君)登壇】

○5番(佐々木隆一君) おはようございます。

質問の前に若干の情勢を述べます。沖縄県民の意思を無視した新基地建設の押しつけに関してです。

米元海兵隊員による卑劣な蛮行がありました。沖縄は今身近な日常生活の中で起きたこの凶悪事件に大きな衝撃を受け、深い悲しみと激しい怒りに包まれています。またもや基地があるがゆえの性暴力が出たとの悲痛な声が上がっています。被疑者の供述によれば、強姦致死罪の可能性をうかがわせるものであります。

沖縄は12万余の県民が犠牲になった沖縄戦以来今日に至るまで、この70年余、米軍基地に起因するさまざまな犯罪事件、事故は、復帰後、沖縄県で発生した凶悪事件だけで571件に及んでいます。これは基地が存在するための犯罪であり、沖縄に基地を押しつけ続けてきた日米両政府の責任は極めて重大であります。日米両政府は事件が起こるた

びに再発防止、綱紀粛正と言ってきましたが、守られたためしがありません。ならば基 地撤去しかないのではないでしょうか。

ところが、安倍政権の対応は、5月の日米首脳会談で、基地撤去はおろか日米地位協定すら提起しませんでした。その場で名護市辺野古の新基地建設をと述べ、その推進を誓約したのであります。まさに占領国家そのものではありませんか。米国に物を言えず、沖縄の怒りも痛みもわからない安倍政権には、主権国家の代表者たる資格がありません。安倍政権のこのような動きに抗して、戦後かつてない新しい市民運動が豊かに発展しています。憲法の平和主義、立憲主義、民主主義を貫く新しい政治が胎動することでありましょう。

質問です。

- 1、国保会計について。
- (1) 平成27年度、28年度の国保会計の見通しについて。

経済的負担の重さから、医療機関を受診できず命が失われる痛ましいケースが後を絶ちません。保険料を払い切れず無保険状態となり、窓口で支払う本人負担の大きさに耐えられず、必要な治療を中断せざるを得なくなったり、お金のあるなしで命と健康が左右されるような事態をこれ以上放置することはできません。安倍政権のアベノミクスによって貧困と格差が深刻な広がりを見せる中、医療をめぐる経済的負担の軽減を図ることが急がれます。

全国民主医療連合会の調査によりますと、昨年の手おくれ死は63人に上りました。こ こ数年、高どまりの傾向にあり、民医連加盟の医療機関を通じたものに限られた調査な ので、この数字はまだまだ氷山の一角でしょう。国保の危機をここまで深刻にさせてい るのは、無職や非正規雇用など低所得の人の加入が増加し、財政状況が悪化しているの に、国が市町村に対する国庫負担を削減したまま引き上げず、抑制方針を続けてきたこ とにあります。平成28年度の国保会計の見通しについて、1人当たりの医療費、現行税 率を適用していくのか、実質単年度収支が不足の場合、繰越金を充当するのでしょうか。 平成27年度の国保会計の決算はいかがでしょうか。答弁を求めます。

(2) 滞納者などの推移は。

平成27年度の滞納者に対する収納状況などについてお聞きします。前年同期比、平成27年度実績の国保加入世帯数、滞納世帯数、短期被保険者証交付世帯数(うち高校生世代)、資格証明書交付世帯数(うち高校生世代短期証)、延滞金徴収対象世帯数、同金額、滞納処分状況はいかがでしょうか。延滞金徴収対象世帯数、同金額が県内の中でも高く推移しているのはなぜでしょうか。滞納整理に当たっては、対象世帯の生活の実情をよく把握し、内情を詳細に聞き取りしながら、きめ細かな対応をしていただきたいと思いますが、督促などの現状はどのようなものか答弁を求めるものであります。

(3) 国保税引き下げ支援金の活用を。

支援金の活用については、昨年も質問しました。政府は国保の低所得者の多い保険者対策として、昨年度から1,700億円の財政措置を行いました。厚労省はこれについて、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果と記しています。その一方で、一般会計繰り入れについて、引き続き計画的、段階的に解消するよう取り組んでいただくとする方向を強めています。財政支援

を国保税の負担軽減、引き下げのために活用するのか、市町村が行っている一般財源の 法定繰り入れ解消に活用するのか、せめぎ合う状況なのではないでしょうか。

厚労省資料によれば、1人当たり約5,000円の改善効果と一般会計繰り入れの解消を 求めると2通りの解釈ができ、あとは市町村の判断ということになるのではありません か。高過ぎる国保税の引き下げは国保加入者の切なる思いであり、支援金の活用で税の 引き下げをすべきであります。答弁を求めます。

- 2、秋田県後期高齢者医療広域連合議会について。
- (1)滞納などの推移は。

75歳以上を対象にした後期高齢者医療制度の保険料が4月から改定されました。年金天引きなどされる保険料は全国平均で年6万7,000円となり増額傾向が続いています。一人一人の保険料は所得などによって異なりますが、消費税増税や生活必需品の値上げなどで年金額が目減りする中、高齢者の暮らしに重くのしかかることは明らかであります。保険料を払い切れない高齢者もふえており、長生きがつらくなる医療制度を存続させておくことはできません。今回、本県の引き上げはありませんでしたが、病気になりがちで医療費がかかることが避けられない75歳以上を一つにまとめ、高齢者人口がふえるたびに加入高齢者の負担割合を増加させる仕組み自体がもたらす重大な弊害であります。

後期保険料がこれだけ暮らしを圧迫しているのに、安倍自公政権は来年度から保険料軽減措置の段階的廃止を強行しようとしており、加入者の半数以上860万人の暮らしを直撃。昨年3月定例会の答弁に本市は特例軽減の対象者7,600人、2億6,800万円が軽減されており、廃止されればこの部分の負担が多くの対象者にのしかかることになります。保険料を払い切れない高齢者がふえており、正規の保険証が交付されないケースもふえていることは深刻であります。被保険者数に対し、滞納者の人数、滞納額は幾らでしょうか。短期被保険者証の交付は何人ですか。健康診査の受診者数と率は幾らでしょうか。対前年比と特徴的な事柄はどのようなものがありますか。収納率、収納額など収納状況はどのように推移していますか、答弁を求めます。

(2) 提出された陳情書への対応は。

この広域連合議会の運営が余りに形式的で、実質的な審議が行われておらず形骸化されていることは以前にも述べました。秋田県では共産党議員2名が広域連合議会の議員になっていますが、任期6年間で共産党議員以外の一般質問、議案に対する質疑が皆無、ゼロという状況であります。

本年2月3日付で保険料軽減特例の継続を求める意見書提出の陳情書が提出されました。軽減特例が廃止されれば、県広域連合の調査でも県内で13万7,000人、県保険者の73%に影響が及び、保険料が3倍から10倍にもはね上がることが明らかになっています。県社会保障審議会、県社保協が昨年12月、県下25市町村議会に提出した後期高齢者の医療制度保険料の軽減特例の継続を求める陳情は、18市町村議会、72%、約7割で採択されております。広域議会では不採択となり、県民の切実な声にそぐわない結果となりました。市長はこの陳情にどのような態度を表明したのか、答弁を求めます。

- 3、障害者をめぐる諸問題について。
- (1)障害者総合支援法改定の影響は。

今国会に提出された障害者総合支援法が5月25日成立しました。同法は、障害者と家族らが改善を求めていた内容から大きくかけ離れており、関係者からは憤りの声が上がっています。

同法は、障害が重い人ほど経済的負担が重くなる応益負担などを盛り込み、障害者自立支援法にかわるものとして3年前施行されましたが、本来廃止されなければならない自立支援法を名前を変えただけで存続させたものになっており、関係者から批判されているものであります。例えば65歳を迎えた障害者が半ば強制的に介護保険に移行させられる介護優先原則を変えようとしていません。介護保険を適用されれば、障害者はそれまで無料だった利用料が一部負担にさせられたり、受けられるサービスも切り下げられたりするため、65歳を境に質と水準が引き下げられることが大問題になり、岡山市などで優先原則の不当性を訴える訴訟も起きております。

社会保障予算の大幅削減を進める安倍政権のもと、同法成立までの議論の中で、障害者、家族に対して自助、共助を求め、給付と利用の抑制の方向が示されていることは重大です。本市での65歳を迎えた障害者が半ば強制的に介護保険に移行させられる介護優先原則で影響を受ける障害者への対応と対策について答弁を求めます。

(2) 障害者差別解消法について。

障害者差別解消法がこの4月施行されました。障害者の社会参加を促し、障害の有無で分け隔てされず、ともに生きることのできる社会の実現を目指す土台の一つとなる法律であります。差別の定義が明確でないなど不十分さはありますが、障害者差別をなくす目的の法律が施行されたのは重要な一歩であります。

本市でも、障害者の自立、社会参加のさまざまな手だてをとっているのは評価するものであります。障害者が差別を受けたときに相談する窓口や救済の仕組みは同法では、位置づけていません。差別された人は市の福祉支援課や市民窓口センターなどに行くことが想定されますが、対応はどのようにされているでしょうか。関係機関との連携、調整は適切に行われていると思いますが、さらなる拡充策の検討について、市長の見解を求めます。

4、医療費の無料化を高卒まで。

子供の医療費の窓口負担を無料にする助成制度が全国の自治体に広がっています。子供の健やかな成長を願う世論と運動の力で拡充させてきたものでありますが、対象年齢が自治体ごとに大きく異なるなど、一層の充実を求める声は切実であります。今後100年間で日本の人口は現在の半分まで減少すると試算されており、本市としても手厚い子育て支援策を展開しているところは高く評価するものであります。市では、昨年より中学3年生まで所得制限なしの医療費の無料化を拡充し、子供を持つ家庭から負担軽減となり喜ばれています。

中学3年生まで無料化した群馬県では、無料化後、虫歯治療完了の子供が全国平均を 上回りました。医療費無料化が、所得の違いに関係なく全ての子供の健康を守る上で大 きな役割を果たしていることは明白であります。

県内では、鹿角市、小坂町、昨年8月より三種町で高卒までの医療費を無料化して、 子育て中の親御さんたちから喜びの声が上がっており、秋田県としても、この8月より 子供医療費を通院、入院とも無料化を拡大するものの所得制限があります。 厚労省では、6月3日、全国の市区町村の昨年4月1日時点での中学卒業までの、子供医療費助成の拡大状況をまとめました。それによりますと通院費を助成しているのが996自治体、57%、高校卒業までの助成は269自治体、15%と、いずれも年々ふえています。

国としても、助成拡大は医療費増加の一因になるとして、独自助成を行う自治体への補助金を減らしてきた経緯があります。いわゆるペナルティーと称するものであります。しかし、自治体などが少子化対策に逆行するものとして強く廃止を求めてきたため、国の方針にも変化の兆しが見られています。県内の他市町村に先んじて高卒までの医療費の無料化をやっていただきたいと思います。高卒まで無料化した場合、幾らの財源が想定されますか、答弁を求めます。

5、教育行政について。

(1) 全国学力テストの検証、総括と改善は。

2007年に始まった全国学力調査が、本年も4月19日、小学6年生、中学3年生全員を対象に10年目を迎え実施されました。入試への活用や結果公表の是非、全員参加の必要性などこれまで多くの議論を呼んできました。テストを受ける児童生徒が毎年かわり問題の難しさも異なる中で好成績を残していることは、秋田県及び本市の教育の充実ぶりを示しており、少子化を考慮しても、少人数学級によるきめ細かな指導や学校の教育現場での授業改善の成果であり、教職員や教育委員会当局に敬意を表するものであります。

この間の問題点も指摘しておきます。一般論でありますが、回を重ねるごとに点数競争が激化しており、他県の一部では学力テストの過去の問題や類似問題を子供たちに繰り返し繰り返しやらせる。4月の学力テストに備えて春休みの宿題に過去の問題をやらせる。テストでよい成績をおさめようとする余り、対策に力が入り過ぎ学校生活に支障が出る例があるようです。このような点数対策が横行する状況でテストをしても、子供本来の学力状況を調べることにつながるのか疑問であります。学力テストの点数を上げることが至上命令になることで、テストに関係ない授業や行事が削られ、子供たちから学ぶ喜びを奪う弊害が大きくなってはいないでしょうか。学力テストの結果が教育の最重要課題であるかのように扱われる風潮があるのではないかと指摘する論調もあります。

学力テストは、好成績を上げることが目的ではなく、学力を向上させる一手段であり 通過点ではないでしょうか。結果を検証し、子供たちの課題は何か、授業の改善はどう あるべきか、どのように生かすべきか等々、本来の趣旨から逸脱してはならないと考え るものであります。

学力テスト施行10年目、毎年約60億円をかけてどんな効果をもたらし、どのような影響を及ぼしているのかをいま一度検証し総括し、改善点は何か、ぜひとも教育現場の教職員の意見も参考にしていただきたいと思います。教育長の見解を求めます。

(2) 生徒たちの進路は。

学力テストを文科省が2007年に始めて以来、秋田県、本市の子供たちは常に好成績を とり続けてきました。しかしながら、人口減少率、少子高齢化も、県や市の手厚い施策 にもかかわらず危機的状況であり、本県の大半の自治体が2040年に消滅可能性都市にな ると指摘されています。育った人材が果たして高校に入ってどうなのでしょうか。高卒 後、東京を始め首都圏の大学に入り、その後、本県以外に就職するケースが多いのでは ないでしょうか。とすれば、せっかく育てた優秀な人材が他県などに流出するということになります。学力、知力を自分たちの地域を支えるものとして考える必要があるのではないでしょうか。中卒以降は市教委の管轄外ではあるものの関連がありますので、そのような生徒たちの現状について教育長の見解を求めます。

(3) 学習指導要領改訂へ向けて。

学習指導要領は、小・中・高、特別支援学校などの教科の枠組みやその内容、授業時間数などの取り扱いを示したもので、約10年ごとに改訂されます。学習指導要領の全面改訂へ向けて審議を進めてきた文科省の中央教育審議会の特別部会は、昨年8月、改訂の基本方向などを論点整理としてまとめました。

学習指導方法がパターン化して普及する恐れや、教師の創造性が視野にない教育課程づくりなどへの疑問の声が上がっています。論点整理の後、この方向に沿って教科別、各学校段階別の検討を行い、今年度中に中教審が答申し学習指導要領が改訂される予定であります。学校経営が構成員の自主性を尊重した合意形成を重視して行われるか、それとも校長をトップとした上下の階層組織となるかで教育効果は全く違うと指摘する識者もおります。教育長の考え方はいかがなものでしょうか、見解を求めるものであります。

6、「18歳選挙権」の導入にかかわる高校生の政治活動について。

18歳選挙権実施にかかわり、文科省が高校生の政治活動にさまざまな制限をつける動きを強めています。学校の恣意的判断で政治活動を禁止できるよう通知したのに続き、学校外での活動を学校に届け出制を容認する見解も示しています。高校生の思想、良心の自由を侵害するもので許されるものでありません。

文科省は、昨年10月、国民の一員として政治活動の自由を持っている高校生の学校内外での政治活動を制限、禁止する通知を出しました。ことし1月に、より詳細な見解を出し、休日、放課後の学校外での政治活動を届け出制にすることも学校の判断でできるとしました。既に一部の教育委員会や学校で生徒の政治活動を届け出制や許可制にする動きもあります。これを受けてでしょうか、愛媛県教育委員会の全59高校が届け出を義務化することで誘導したようであります。若者の政治参加を促す流れに逆行する思想、信条の観点から重大な問題と、県内の有識者らは県教委に抗議をしました。

本県では、県教委が憲法で保障された思想、信条の自由を尊重するため、生徒が校外での政治活動に参加する際の届け出は原則として必要ないとする見解を示しました。

想定されることは、届け出制や許可制になれば、街頭で演説を聞くことさえ事前に届け出て許可を得ることが必要になる可能性があります。休日に家族で外出したとき政治家の演説に出合い、みんなで聞いてみようとなっても、高校生の子供だけ届け出をしていないからと立ち去らなければなりません。そんなおかしなことも起こりかねません。

そもそも、18歳選挙権を決めたのは大人たちであり、投票を認めておきながら政治活動への参加を管理する姿勢は筋が通りません。学校や教育委員会がすべきなのは規制ではなく、生徒の主体性を大切にしながら政治への意識を高める主権者教育であります。高校生が政治活動について自由に語り行動できることは、民主主義を日本に根付かせる上で焦眉の課題であろうと思われます。この一連の流れに当局の見解を伺うものであります。

以上であります。

【5番(佐々木隆一君)質問席へ】

○議長(鈴木和夫君) 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長(長谷部誠君)登壇】

○市長(長谷部誠君) おはようございます。

それでは、佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、国保会計についての(1)平成27年度、28年度の国保会計の見通しについてにお答えいたします。

平成28年度の国保税は、現行の税率を据え置いて、1人当たりの医療費を前年度比3.5%増の32万2,000円と見込み試算しております。

なお、実質単年度収支で約3億6,000万円の赤字を見込んでおりますが、不足分につきましては、繰越金と国民健康保険事業財政調整基金を充当して対応してまいりたいと考えております。

平成27年度の国保会計の決算は、平成28年度への繰越金を約1億4,700万円と見込んでおりますが、実質単年度収支では4億5,000万円ほどの赤字が見込まれているところであります。

次に、(2)滞納者などの推移はについてお答えいたします。

平成27年度の国保税収納状況につきましては、5月31日現在で現年分が94.21%となっており、前年度同期と比較して0.04ポイント上回っております。

また、平成27年度末の加入世帯数は1万1,733世帯であり、短期被保険者証交付世帯数は415世帯、792人、うち高校生世代以下の短期証交付世帯数は76世帯、122人となっております。このうち窓口交付は90世帯となっております。

国保税滞納世帯数は1,714世帯であり、そのうち延滞金徴収対象世帯数は356世帯、徴収金額は1,416万9,000円となっております。

延滞金徴収対象世帯数及び金額が県内の中でも高く推移しているとの御指摘でありますが、本市では法の定めに沿って延滞金の徴収事務を進めており、各金融機関へ延滞金早見表を配布するなど、連携を図りながら徴収している結果であると考えております。

また、滞納整理に関しては、納期限までに納付がない場合、督促状及び催告状を発送し自主納付を促すほか、担税力がありながらも滞納を続ける世帯に対しては、給与や預貯金の差し押さえなどの滞納処分を随時実施しております。その結果、滞納世帯数及び滞納世帯割合はともに減少している状況にあります。

市では、今後も納付が困難な事情を抱える世帯に対しましては、納税相談を通じて状況を詳細に把握し、分割納付や減免申請などきめ細かな対応に努めてまいりますので、 御理解をお願いいたします。

次に、(3)国保税引き下げへ支援金の活用をについてお答えいたします。

御質問の保険者支援金は、所得により7割、5割、2割軽減の低所得者数に応じた保 険者の財政支援であり、税率を引き下げることを目的としているものではありません。

なお、本市の国民健康保険特別会計につきましては、繰越金と国民健康保険事業財政調整基金が約10億円ほどあり、これを活用し、今年度は現行税率を据え置いたものであります。

次に2、秋田県後期高齢者医療広域連合議会についての(1)滞納などの推移はについてお答えいたします。

本市の後期高齢者医療制度における4月末現在の被保険者数は1万4,867人で、滞納者は73人、滞納額は199万円、短期被保険者証の交付は20人となっております。また平成27年度健康診査の受診者数は、集団検診、個別検診合わせて448人で、対象者の3.05%となっております。

次に、収納状況につきましては、特別徴収分の収納率は100%、普通徴収分は99.06%で、前年度比0.02ポイントの増、収納額は4億6,500万円で、前年度比0.03ポイントの減であります。しかしながら高齢者の保険料負担が増してきているのは御指摘のとおりであり、今後も秋田県後期高齢者医療広域連合を通じて、国に対して高齢者の生活に配慮した施策の実施を要望してまいりたいと考えております。

次に、(2)提出された陳情書への対応はについてお答えいたします。

後期高齢者医療保険料の低所得者に対する特例軽減措置の継続につきましては、全国 後期高齢者医療広域連合協議会が、昨年6月と11月に厚生労働大臣に対し「高齢者の生 活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること」の要望書を提出して おります。これに対して国からは、原則的には本則に戻すが、関係者の意見を聞きなが ら丁寧に具体的な激変緩和措置を検討する旨の回答をいただいております。

今後も、秋田県広域連合として世代間及び被保険者間の公平性に配慮しつつ、負担能力に応じた保険料となるよう、低所得世帯の被保険者に対しては現行の特例措置を恒久的な制度に改めるように、国に対して要望を継続してまいりたいと考えております。このことから、あえて広域連合議会として国への意見書提出に関する陳情について、私は不採択の立場をとらせていただいたものであります。

次に、3、障害者をめぐる諸問題についての(1)障害者総合支援法改定の影響はについてお答えいたします。

現行の障害者総合支援法では、障害者が65歳を迎えると介護保険サービスが優先して適用され、1割の利用者負担が発生しております。今回の法改正では、障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き介護保険サービスを利用する場合、所得状況や障害の程度等を勘案して利用者負担を軽減できる制度が導入されることから、これまでの制度より改善されるものと認識しております。

詳細につきましては、今後、政令で定められることになりますが、市といたしましては平成30年度の改正法施行に円滑に対応できるよう準備を進めるとともに、これまで同様、個々の状況に合わせたサービスの提供を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)障害者差別解消法についてにお答えいたします。

本年4月1日に施行された障害を理由とする差別の解消に関する法律では、障害者への不当な差別的取り扱いを禁止することに加え、合理的配慮の提供を求めて、障害のある人もない人も、ともに暮らせる社会を目指すこととしております。

本市では、業務を進める上で職員が適切に対応できるよう、障害を理由とする差別の解消の推進に関する市職員の対応要領の策定を進めているところであり、管内の民間事業所に対しても国が定めた対応指針を周知してまいります。

これまでのところ、障害を理由とした差別に関しての相談は受けておりませんが、福祉支援課を窓口として、障害者支援協議会を中心に関係機関と協力しながら、個々の事例に応じた課題解決に当たってまいります。

次に、4、医療費の無料化を高卒までについてお答えいたします。

市では、子育て家庭の経済的負担を減らし、子供を安心して産み育てられる環境を広げていくため、昨年4月には所得制限と一部負担を廃し、中学卒業までの医療費を完全無料化としたところであります。

さらに、新たに高校卒業までの医療費を完全無料化とする場合、4,000万円を超える 一般財源が必要になると見込まれます。

医療費支援は、子育て支援策の大きな柱の一つと考えておりますが、持続可能な支援であることも重要であり、拡大につきましては他市の状況や市の財政状況等に基づき判断してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5、教育行政については教育長からお答えいたします。

次に、6、「18歳選挙権」の導入にかかわる高校生の政治活動についてにお答えいた します。

このたびの法改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることを受け、県内の各高等学校では現代社会や政治・経済などの授業において、政治的教養の育成及び選挙制度の理解を図る教育に、より一層力を入れていると伺っております。またデモや集会参加など高校生の校外での政治活動が認められるようになったことから、学校は有権者である生徒がみずからの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが、より一層求められると考えております。

昨年10月に文部科学省から出された通知においても、高校生の政治的活動は未来を担っていく若い人々の意見を、我が国のあり方を決める政治に反映させていくことが望ましいとして、学業や生活に支障を来すことのない範囲で可能とする見解を示しています。

高校生の政治的活動の届け出制については、文部科学省は学校の判断で可能とするとしております。47都道府県教育委員会の中で事前届け出は不要としているのは15府県であり、秋田県教育委員会もそのうちの一つであると伺っております。私も秋田県教育委員会の意向を受けとめ、注視しているところであります。義務教育段階においては、子供たちが選挙権を有する18歳までに、有権者として求められる力を身につけ、時代の変化に対応した社会を生き抜く力を養うことができるよう、主権者教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(鈴木和夫君) 佐々田教育長。

【教育長(佐々田亨三君)登壇】

○教育長(佐々田亨三君) それでは、佐々木隆一議員の教育委員会関係の御質問にお答 えいたします。

初めに、5、教育行政についての(1)全国学力テストの検証、総括と改善はにお答 えいたします。

全国学力・学習状況調査は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から、 全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握し、分析を行い、教育施策及び教育指導の成 果と課題の検証や、その改善に役立てることを目的としております。

今年度は、4月19日が実施日でしたが、本市の成果と課題をいち早く明らかにする目的で、調査直後には小学校、続いて中学校の採点委員会を開催しております。その中で学校の教育現場の声をもとにした分析から明らかになった本市の全国学力・学習状況調査の傾向を各校に送付し、既に日常指導に生かしているところであります。

また、全国学力・学習状況調査には、児童生徒の学習に対する意識や生活状況にかかわる質問紙調査も含まれております。各校においては、この結果に基づき学校及び児童生徒一人一人の実態を把握することで、学習指導の改善と子供みずからの生活習慣の改善に生かしております。

また、学校だよりなどを通して家庭にもフィードバックする取り組みもなされている ところであります。

なお、6月下旬には各校から集めた結果についての県の分析が、8月には国からの報告書が出される予定であります。これらを受け、さらに各学校ごとに、より詳細な分析を加えながら県の学習状況調査や高等学校の入試にも生かすことができるよう、調査の趣旨を踏まえながら、より一層有効活用をしていくことが肝要であると認識しております。

次に、(2)生徒たちの進路はについてお答えいたします。

本市では、ふるさと愛に満ち、創造性あふれる人づくりの基本方針のもと、コミュニティ・スクールの推進及びふるさと・キャリア教育の充実等を通して、市の未来を託せる人材の育成に努めているところであります。

県教育庁高校教育課の平成27年3月秋田県高等学校卒業者の進路状況調査によりますと、県内の高校卒業者の約45%が大学等に進学し、約30%が就職しています。就職者のうち65%は県内就職ですが、残り35%が県外へ出ており、市内5つの高等学校の数値も県とほぼ同じ割合を示しております。

進学先については、首都圏の大学が約31%、県内の大学が約30%であり、ほぼ同数となっております。本市の卒業生に関しましても同様の傾向にあると推測されます。首都圏の大学への進学、または就職する生徒数が多いという現状には、県内にその卒業生が希望する学部や就職先がないという問題も関係していると思われますし、雇用環境等、教育現場だけでは解決できない課題も影響しているものと考えております。

こうしたことから、大学進学や就職に伴い、一時期ふるさとを離れることがあるのは やむを得ない現状とは思うものの、今後ともふるさとを愛し、ふるさとの未来を思い、 ふるさとに根づく人材の育成を目指してまいりたいと思います。

次に、(3)学習指導要領改訂へ向けてにお答えいたします。

中央教育審議会特別部会では、新しい時代に必要となる資質、能力の要素として、知識・技能、思考力・判断力・表現力、人間性や学びに向かう力などを示し、とりわけ学習指導においては、深い学び、対話的な学び、主体的な学びなどに着目した授業改善を求めております。

昨年度より、西目小学校と西目中学校が文部科学省の新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクトの実践フィールド校として研究を進めております。この研究は、画一的な授業の型を追及するのではなく、児童生徒の主体性、協働性に支えら

れる、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点を踏まえた授業づくりを目指したものであります。西目小と西目中の取り組みにおける成果と課題を市内全小中学校で共有し、 学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた授業づくりと研修体制づくりを全市で推し進めてまいりたいと考えております。

学校経営においては、校長のリーダーシップのもと、チーム学校という考え方と体制づくりが必要であり、あらゆる教育活動において職員相互の合意形成を重視していくことが最大限の教育効果を生み出すことにつながるものと認識しております。

また、本市では全ての小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校運営協議会が学校経営にも参画する体制を整えており、学校と地域が一体となった学校づくりを進めているところであります。

以上でございます。

- ○議長(鈴木和夫君) 5番佐々木隆一君、再質問ありませんか。
- ○5番(佐々木隆一君) 1、国保会計について、私、質問の中で受診の手おくれ死63人 と申し上げましたが、もしこの中で本市にかかわる状況がわかるようでありましたらお 答えください。
- ○議長(鈴木和夫君) 当局の答弁を求めます。長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 市民生活部長から答えさせます。
- ○議長(鈴木和夫君) 村上市民生活部長。
- ○市民生活部長(村上祐一君) ただいまの佐々木議員の再質問にお答えいたします。 そういう状況のものは報告いただいておりません。 以上です。
- ○議長(鈴木和夫君) 5番佐々木隆一君。
- ○5番(佐々木隆一君) 本市では、前もお聞きしましたがそのような状況はないというようなこともいただいておりますが、ただ中央社保協の調べだけで氷山の一角というふうな見方もありますので、ぜひともいろいろな機関と目配せをして、いろいろ市民の健康についてやっていただきたいと思います。
 - (2) 滞納者などの推移はについて再質問します。

これは、ある市のある関係者の言葉でありますが、取れるところから取るという発想では根本的な解決につながらないし、場合によっては行政が市民をより過酷な状況に追いやってしまうということになれば本末転倒であるということです。まずは就労支援など生活を立て直す手伝いをしながら納税を促していく、遠回りに見えてもその方が効率的で市のコストも少ないというようなことであります。

これは、機会があればまたいろいろ論議したいと思いますが、ぜひとも取れるところから取るというようなことではなくて、きめ細かな納税相談に応じてやっていただきたいし、またあわせて横のつながりと申しますか、これは地方税法でもいろいろ困難をきわめることだろうかと思います。例えば国保税だけじゃなくて保育料はどうか、あるいは学校の関係はどうか、ガス、水道はどうかということの横のつながりはどうかということを、ぜひ可能な限り連携してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 私が先ほど答弁しましたように、納付が困難な事情を抱える世帯

に対しましては、納税相談を通して状況を詳細に把握をし、また分割納付、減免申請な どきめ細かな対応に努めておりますので、御理解願いたいと思います。

- ○議長(鈴木和夫君) 5番佐々木隆一君。
- ○5番(佐々木隆一君) 2の(2)提出された陳情書への対応はで再質問します。 市長が答弁されたことに関しては、いわば市民サイドに立ったいろいろな面で切実な 思いも述べた答弁だと思いますが、であるならば、やはりこれは7割の市町村で採択と いう方向でいっているわけですから――本市では継続審査中でありますが、これは採択 すべきだったのではないかというような気がしてならないのです。御答弁ください。
- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 先ほど答弁したとおり、私、不採択の立場をとらせていただいた と思っております。
- ○議長(鈴木和夫君) 5番佐々木隆一君。
- ○5番(佐々木隆一君) 続いて、4、医療費の無料化を高卒までについて再質問します。 質問の中でも述べましたが、中3まで無料化した群馬県では、無料化後、虫歯治療完 了の子供が全国平均を上回り、医療費無料化が所得に関係なく全ての人の健康を守る上 で大きな役割を果たしているというようなことであります。

なおかつ、国の調査でも、これは就学前の無料化した部分について医療費が増加しないで、むしろ医療費が抑制になったと。つまり経済的負担が軽くなることで病気の早期発見、治療が可能になるということであります。そして重症化を防いで医療費の抑制につながる効果も生まれると。県がことしの8月から中3まで無料化をおやりになるということですし、将来的にぜひとも検討していただきたいと思いますが、いま一度の答弁を願います。

- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 先ほど答弁したとおりでありますが、医療費の支援は子育て支援 策の大きな柱と思います。そういうわけで昨年の4月にゼロ歳から中学校3年生まで医 療費を完全無料化にしたものであります。高卒までというお話ですが、持続可能な支援 であることも重要でありますので、今後、財政状況、他市の状況などに基づきまして判 断したいと考えております。
- ○議長(鈴木和夫君) 以上で、5番佐々木隆一君の一般質問を終了いたします。 この際、10時40分まで休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時41分 再 開

○議長(鈴木和夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。24番佐藤譲司君の発言を許します。24番佐藤譲司君。

【24番(佐藤譲司君)登壇】

○24番(佐藤譲司君) おはようございます。市民創風の佐藤譲司です。本日の一般質問は大項目4点についてお尋ねいたします。

大項目3点につきましては、余りにも続く当市の不祥事に対してやり切れぬ思いから であります。議会では、市に対し3月臨時会において由利本荘市職員としての倫理観・ 責任感あるいは職員間の連携、管理・監視体制、適材適所、業務の適正化など組織が正常に機能していくための綱紀粛正と適正な事務執行を求める決議をしております。

しかし、今回の議会においても2件の不祥事専決処分報告が上がってきておりますし、また3月30日に臨時会が開かれているにもかかわらず、3月31日付で専決処分による予算の減額、そして今定例会に補正予算として再提案予定との文書の送付など、議会軽視も甚だしいものがあります。市では不祥事が新聞記事掲載になる前日、各議員に対しファクシミリで不祥事の内容などを通知してきますが、議会への説明責任逃れ、こそくな対応であります。

市長は、定例会初日に相次ぐ不祥事に触れ、職員の意識改革あるいは日常業務の再点検など再発防止策を話されました。私には、職員だけの問題ではなく組織としての欠陥があるように思われます。幾ら末端の水道の蛇口を点検してみても、元栓の管理点検がおろそかでは改善にはほど遠いのではないでしょうか。市民の信頼回復に努め、真摯な市政運営を願うものであります。

それでは、質問に入ります。

大項目1、内部公益通報制度条例の制定について伺います。

内部公益通報制度とは、企業や市役所において法令違反や不正行為などのコンプライアンス違反の発生、またはその恐れのある状況を知った者が、そのような状況に適切に対応できる窓口に直接通報することができる仕組みであります。

コンプライアンス経営において重要な役割を果たす情報伝達には、上司やコンプライアンス担当者などを経由する通常ルートと、通常ルートが何らかの理由で機能しない場合の非常時のルートが必要であり、内部公益通報制度は後者の伝達ルートとして位置づけられます。内部公益通報制度は、企業や市役所のコンプライアンス経営を有効に機能させる上で重要な役割を担っております。

日本には、古来より目安箱や直訴の制度がありましたが、密告制度と暗いイメージがつきまとい、以前は導入をためらう企業や市役所が多く見受けられましたが、内部告発に端を発し不祥事が続発したことを背景として、日本経済団体連合会が企業行動憲章を改訂し、内部通報制度の導入を奨励しました。そのこともあって徐々に内部通報制度を導入する動きが広がってきました。さらに公益通報者保護法が制定されたことから、急速に内部通報制度を導入する動きが活発化しています。

某市では、他の職員が不正の事実を知りながら報告しなかったことが判明し、市民の信頼回復に努めるために、要綱で定めていた不正を通報する内部公益通報制度を一部改め条例化し、総務課内の通報窓口のほか、弁護士らによる外部窓口も設ける運びのようです。

この一般質問の通告をしてから、由利本荘市職員等からの通報処理に関する要綱が当市にもつくられていることを初めて知りました。これは私だけではなく多くの市民や職員も知らなかったのではないかと思われます。市のホームページを閲覧しても出てきません。周知方法に問題があるようです。制定されてから1件の通報もないようです。

東光苑のケアプラン未作成の事案も、由利本荘市職員等からの通報処理に関する要綱を活用すれば、これほど大きくなる前に防げた可能性もあります。また本荘清掃センター運転管理業務の民間委託をめぐる官製談合を指摘する文書は、まさに内部公益通報制

度と言えます。これは信頼できる議員にだけ文書を送付し、契約直前の機敏な行動など 何らかの理由で機能しない場合の非常時のルートを使用したものと思われます。

その後、私のところにも多くの市民や清掃関係者から電話などいただきました。調べれば調べるほどしっくりこない、限りなく黒に近い灰色であります。市内のごみを収集 運搬する業者が運転管理する、しかも9年という長期契約であります。今までの指定管理等の契約については、議会でも管理状況など業務内容が検証できるよう、各議員が任期中に議決に参加できるよう、指定期間は4年と説明を受けてまいりました。

市長の任期は残すところ9カ月、その後の市長は2期も指定管理契約に立ち会うことができません。また契約に関与した多くの職員も退職し、当時の検証等ができなくなります。また、この文書では契約期間中に運転業務に必要となっている各未取得のいろいろな資格を取得させる方式と説明されております。県内でもこのような方式をとっている市はあるのでしょうか。

この件につきましては、3月定例会で佐々木隆一議員も詳しく疑問点などをお話ししておりますので、この辺で終わりますが、このような事案こそ市が主導で法人を設立し、公正、公平な運営を図るべきではないでしょうか。当市に内部公益通報制度があれば未然に妨げた不祥事も多々あるように思われます。内部公益通報制度の条例化を考えてはいかがでしょうか。

大項目2、公契約条例の制定について。

当市では、公共工事やごみの収集業務、公共交通(コミュニティバス)業務、冬期間の除排雪業務等の多くの業務に民間委託契約や公的施設における指定管理者制度が導入されております。

公共工事契約や各業務の指定管理者制度契約において、全ての経費が事細かく積算され、それを基本に契約されておりますが、契約委託先の労働者人件費の支払いや社会保険の適用など各契約項目が遵守されているかどうか、発注者には関与しにくい構造になっております。

本荘清掃センター運転管理業務委託に係る投書の内容においても、労働者の低賃金、 社会保険の加入等指摘されております。また当市発注の消防庁舎建設工事等においては、 建設技能者不足や賃金の高騰、資材の不足などを理由にインフレスライド条項が適用さ れ工事費の増額がありましたが、正確に調査するには困難でありました。

秋田市では、公契約条例を一昨年4月に施行し、大仙市でも公契約条例を制定する考えを明らかにしました。由利本荘市でも労働者の賃金を守り雇用を安定させる公契約条例の制定をする必要があると思いますが、市長のお考えを伺います。

大項目3、保育士の待遇改善と保育所民営化について。

(1) 保育士の民間との待遇格差は。

「保育園落ちた日本死ね!!」、これは保育園の申し込みではねられた母親がネットに投じた怒りの書き込みであります。「何なんだよ日本。一億総活躍社会じゃねーのかよ。昨日見事に保育園落ちたわ。どうするんだよ私活躍できねーじゃねーか」「子供を産んで子育てして社会に出て働いて税金納めてやるって言ってるのに日本は何が不満なんだ?何が少子化だよクソ。子供産んだはいいけど希望通りに保育園に預けるのは無理だからって言ってて子供産むやつなんかいねーよ」、母親がネットに投じた怒りの書

き込みは国会でも取り上げられ、政府は働く女性の支援策として保育施設の確保を目指 しておりますが、多くの働く保育士さんから上がってくる声は、働く保育士の子育ては どうなるのかという問題です。

給与の改善、賞与アップなどはもちろん不可欠ではありますが、保育士さんの多くは 女性。その保育士さんが結婚し子育てをしながらも働きやすい環境を整えなければ、優 秀な保育士の確保は難しいでしょう。秋田市では、保育士不足解消へ保育士人材バンク を創設する運びのようです。

由利本荘市にも8つの公立保育所がありますが、そこで働いている職員数174人に対して正職員は45人、臨時職員、パートなど低賃金で働いている人は129人であります。由利本荘市が誕生し10年、一人の正職員の採用もありません。由利本荘市では、ハローワークを通じて臨時保育士を募集しておりますが、現状では優秀な保育士が集まらないのは当然であります。保育園を民営化すればこのような現状からは市役所は逃れられるでしょうが、問題の解決にはほど遠いものであります。

質問であります。①市長はこのような現状についてどのように考えているか。②臨時・パート職員と市役所職員の所得格差及び民間保育園の職員との格差は。③保育所を市主導で民営化した場合、臨時・パート職員保育士の給与や手当の格差はどの程度解消されるか伺います。

(2)公立保育所の民営化への基本計画の変更について。

民間でできることは民間に任せることを基本に、公立保育所の現状と課題について調査検討を重ね、平成25年、学識経験者や保育関連団体代表、保護者から成る由利本荘市市立保育所の在り方検討委員会を設置し、平成26年3月に次のような内容を答申していただきました。

- 1、公立保育所の民営化については、民営化を目指す方向性に関しては妥当である。
- 2、公立保育所の民営化については、利用者はもとより地域との話し合いを続け、諸課題の解決に努めることが重要である。
- 3、民営化に向けた移管先については、長期的に安定する経営を目指すため、地元の 社会福祉法人だけでなく、これまでの実績を鑑みて保育所を経営する既存の社会福祉法 人とすることが望まれるところである。この既存の社会福祉法人、これが重要でありま す。
- 4、保育士の処遇については、本人の意思確認や協議など、公立保育所民営化計画 (案)に従って準備するとともに、具体的な事案を提示しながら進めてもらいたい。
- 5、地域を守り、保育の質を維持しながら、意欲ある法人に保育所を運営してもらえるよう、年次スケジュールを適時調整しつつ着実に取り組んでいただきたい。

以上のような検討委員会の意見集約を踏まえ、限られた財源を効率的、効果的に活用しながら、利用者が求める多様な保育ニーズに対応しつつ、安心して子供を産み育てられる環境の整備や充実を目指し、民営化実施計画がつくられたと伺っております。

しかし、平成26年11月に議会全員協議会に保育所民営化基本計画及び実施計画を提示されてから作業は遅々として進んでおりません。このたび公立保育所の民営化について手法が変更される旨の説明を受けましたが、極めて遺憾であり、これまで議会に説明してきた説明を根本から覆すものであります。

次の3点について伺います。①由利本荘市市立保育所の在り方検討委員会の意見実現に向け、どのような努力をしたのか。②その結果、なぜ変更に至ったのか。③由利本荘市市立保育所の在り方検討委員会の了承をとったのか。

(3)公立保育所の民営化移行による経費の比較について。

平成25年8月現在の公立保育所の民間移行による運営費の比較表をいただきましたが、その後3年が経過したにもかかわらず、最新の資料が上がってきておりません。民営化の基本を変更するのであれば、由利本荘市議会基本条例第7条による資料提出をし、改めて説明し議決をいただくべきではないでしょうか。由利組合総合病院跡地に建設されたカダーレでも、一度議決をした後に変更、変更が繰り返され、アンケート調査などに基づいた当初計画とはまるで異なる建物ができた経緯があります。

市内民間保育所の運営経費等の比較を提示し、より丁寧な説明をするべきではないで しょうか、市長のお考えを伺います。

- (4) 民営化による効果について。
- 1、臨時保育士の確保は困難をきわめており、1年でも早く民営化し、待遇改善と安定的な保育所運営とする必要がある。
- 2、地元に法人がない地域では、市が主導して設立する法人に移管するほうが、保護者や地域住民に安心感を提供できる。
- 3、公募すると、経営的に魅力がある入園児数の多いゆり保育園や岩谷保育園などのみの応募が懸念され、これまでの同一主体による運営への安心感が損なわれる可能性がある。
- 4、市が主導して設立する法人の経営を考慮した場合、複数の保育所を運営することにより、スケールメリットを生かすことが望ましく、将来的な市の財政支援負担抑制にもつながる。

これが議会に配付した文書の内容でありますが、今まで取り組んできた内容でもあるし、民営化しなくても改善を要する内容でもあります。民営化後の運営にも市が関与していくようにも受けとめられます。これを見ると、由利本荘市市立保育所の在り方検討委員会は何だったのか。これまで市は民営化の取り組みに本当に真剣に取り組んできたのか。いずれも市の財政支援負担抑制や市役所職員の削減による、都合に合わせた言いわけにしか聞こえません。本当にこれが子供たちや保育士の待遇改善を思っての民営化とは思えません。

例えば、民営化することにより、地域活動への参加や休日保育、病児・病後保育あるいは学童保育など、または保育所まで遠い園児のバスでの送迎等、魅力ある運営改善ができるというのであれば説得力があると思いますが、市長のお考えを伺うものであります。

次の質問でありますが、これは由利本荘市の広報ゆりほんじょう269号に8ページに わたり特集記事が組まれ、伝習拠点施設整備や民俗芸能の保存または愛称募集など事細 かに掲載されておりますので、私からの質問は必要ないように思われますが、通告して おりますので質問をさせていただきます。

大項目4、民俗芸能の保存・伝承と拠点施設の整備運用について。

(1) 民俗芸能伝習拠点施設の活用計画について。

鳥海地域には、鳥海山の雪深い裾野に暮らす人々に脈々と伝承されてきた伝統芸能や 民俗文化が数多く残っております。中でも本海流獅子舞番楽は、江戸初期寛永年間より 伝えられ、先人たちの熱い思いに支えられ、幾多の困難も乗り越え、きょうまで保存伝 承されてきたのは、まさに地域に根差した芸能の持つ生命力ではないでしょうか。

私は、平成23年9月の一般質問で、鳥海山の貴重な動植物あるいは本海流獅子舞番楽等の鳥海山に関する全ての生活文化の紹介、展示ができる鳥海総合ミュージアム建設を質問しました。市長から、鳥海山麓全体がミュージアムという考え方で観光振興計画策定時に検討するとの答弁をいただきました。あれから5年、民俗芸能伝習拠点施設の整備が始まることに感謝いたします。

私たち会派市民創風は、民俗芸能伝習拠点施設の整備の勉強のため、岩手県花巻市に ユネスコ無形文化遺産登録・国指定重要無形民俗文化財指定の早池峰神楽の研修に行っ てまいりました。研修では、岳神楽保存会長でもある花巻市大追総合支所地域振興課長 小国様より、大追郷土文化保存伝習館、神楽の館など早池峰神楽の歴史など説明を受け ました。毎月第2日曜日は大追神楽の日実行委員会の主催のもとに、神楽の日として、 岳神楽、大償神楽、八木巻神楽が月交代で演じられておりました。ことしの9月3日、 4日は、早池峰に神集う早池峰神楽国指定40周年記念公演、全国神楽大会ハヤチネ2016 が10年ぶりに開催され、由利本荘市からも本海流獅子舞番楽が出演されると説明を受け、 ぜひ全国神楽大会ハヤチネ2016開催の折には、再び研修にとお願いされました。

質問であります。民俗芸能伝習拠点施設は、鳥海地域のみならず由利本荘市全域の民俗芸能伝習拠点施設であります。平成29年3月には施設が完成するようでありますが、どのような運用、運営を考えているか伺います。

(2) 民俗芸能の後継者確保と休止や消滅の民俗芸能団体の道具保存について。

鳥海地域には、37の民俗芸能団体がありましたが、現在活動中の団体は16団体、休止中の団体は4団体、消滅した団体は17団体に上ります。市全体でも135団体中、活動中が61団体、休止中が18団体、消滅した団体が56団体であります。少子化、高齢化が急速に進む中、どのようにして後継者を確保し民俗芸能の伝承を支援していくのか、市の考えをお聞かせください。あわせて、消滅した各団体の衣装や道具などの保存あるいは運用、活用などのお考えをお聞かせください。

(3) 鳥海獅子まつりの充実とこけら落としの計画について。

鳥海地域で開催されております獅子舞番楽競演会獅子まつりも、ことしで43回目を迎えます。合併前は節目ごとに盛大に行われてきました。第18回は本荘市由利郡民俗芸能発表会との併催、第20回は県文化財指定30年記念として鳥海山奉納夜明かし番楽、第30回は全国獅子舞フェスティバルとの併催などがありましたが、合併してからはそのような取り組みはなくなってしまいました。最近では観光客の生活形態の変化か、日程の設定か、帰省客、観光客が徐々に減少しているように感じます。いずれにしても多くの観光客が訪れるような魅力ある施策を考えるべきではないかと思われます。次の2点について伺います。

- 1、鳥海獅子まつりの充実支援をどのように考えているか。
- 2、こけら落とし(竣工式)の計画はしているのか。

終わりに、これは提案でございますが、民俗芸能伝習拠点施設完成後は鳥海山獅子舞

番楽講中を立ち上げ、市内外あるいは県外から講中を募集し、会費を取りまして民俗芸能など市の関連行事に参加していただき、見る、舞う、奏でるなど体験も含め交流人口の拡大に努めてはいかがでしょうか。

以上で私の質問を終わります。

【24番(佐藤譲司君)質問席へ】

○議長(鈴木和夫君) 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長(長谷部誠君)登壇】

○市長(長谷部誠君) それでは、佐藤譲司議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、内部公益通報制度条例の制定についてにお答えいたします。

平成18年4月に公益通報者保護法が施行されたことに伴い、本市においても内部の職員等からの通報の処理と通報者の保護を目的とした由利本荘市職員等からの通報処理に関する要綱を制定し、平成19年4月1日に施行しておりますが、これまで通報に関する事案はありません。

条例の制定につきましては、県内他市の状況を見ましても、要綱において運用しているケースが多く見受けられることから、当面は現行の要綱の規定により十分対応できるものと考えております。

なお、組織として公益通報を機能させる仕組みを確保するためにも、本制度のさらなる周知を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、公契約条例の制定についてにお答えいたします。

市が独自に最低賃金を規定する公契約条例の制定については、これまでも一般質問でお答えしておりますが、最低賃金法、労働基準法、労働契約法等、現行法との整合性について議論があることから、国における法体系の整備が先決であるという考えに変わりはありません。これまでに国内で制定された公契約条例の内容を見ますと、単に理念を条例化した自治体がある一方で、独自の最低賃金を定め、支払いを義務づけしている自治体など内容はさまざまであります。

こうしたことから、市では今後も国や他の自治体などの動向を注視しながら、条例の制定や制度づくりを研究していく必要があると考えますが、労働者、経営者双方の意見に耳を傾け、由利本荘市に適した制度を研究してまいりたいと考えております。

次に、3、保育士の待遇改善と保育所民営化についての(1)保育士の民間との待遇格差はについてお答えいたします。

本市では、市広報に掲載し、ハローワークを通じて臨時職員を募集しておりますが、 保育士不足は深刻な問題であり、待遇を改善することで人材不足を解消したいと考えて おります。

本市の正職員の給与は、由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例により定められているとおりであります。臨時職員の賃金につきましては、一般職の職員の給与改定を初めとして社会経済情勢に合わせて定めております。採用1年目で比較しますと、臨時職員は14万7,400円であり正職員より1万1,200円少なく、これに加え各種手当の有無により格差が生じている状況であります。

公立保育所の臨時保育士と民間保育所の保育士との格差については、民間保育所の給 与が公表されていないため比較はできませんが、公立保育所の臨時保育士は資格手当や ボーナスなどの手当がないことに加え、1年に1月、17日以下の勤務日を設けなければならないことも格差の一つとなっており、これも民営化により解消され格差是正につながると考えられます。

現在、公立保育所に勤務しております臨時保育士、パート保育士の待遇については、 法人の規定等により定められることになりますが、優先的に法人職員として採用することを前提に、安定的な身分保障の確保と月例賃金を現在と同額以上にすることを条件に 協議し、保育環境の維持、継続に努めてまいります。

次に、(2)公立保育所の民営化への基本計画の変更についてと、(3)公立保育所の民営化移行による経費の比較については関連がありますので、一括してお答えいたします。

市では、市立保育所の在り方検討委員会の意見を受け、平成26年10月に由利本荘市保育園民営化基本計画・実施計画を策定し、市内5地域8園の保護者や地域での説明を実施してまいりました。

計画の中では、移譲先の法人については地域内法人を優先しながら、市内に所在地を有する社会福祉法人を公募して選定するとしておりましたが、市が主導して設立する社会福祉法人に8園全てを移譲すると変更しました。このことについては、1月25日開催の議会との連絡会議において説明してきたとおり、民営化の手法の変更であり、計画の趣旨などはこれまでと同様であります。公募の場合、特定の保育所のみの応募になることが懸念され、8園全てを民営化するには時間を要し、保育サービスを維持していくことに支障を来す事態が想定されたため、手法を変更したものであります。

市が主導して設立する法人に、短期間に8園を移譲することにより、これを回避し、保育士の確保と待遇改善を早期に図り、保護者や地域住民に安心感を提供してまいります。また市立保育所の在り方検討委員会への了承でありますが、当委員会は意見書を提出したことで既に解散しており、了承を得る必要はないものと考えております。

次に、民営化移行による経費の比較でありますが、現在調査中であり、結果がわかり 次第、議会にお示ししてまいります。

なお、道川保育園の指定管理料でありますが、指定管理の最終年度である平成25年度は5,122万円となっております。

次に、(4)民営化による効果についてにお答えいたします。

公立保育所を民営化することで、行政組織の意思決定や予算執行などの制約にとらわれない運営が可能となり、休日保育などの実施に際し事前協議が必要となる特別な保育事業以外は、保護者の希望に応じ、法人の判断で柔軟に独自に対応できるようになります。また現在勤務している臨時職員については、本人の意思を尊重しながら、民営化後も引き続き同じ保育所で正職員として勤務できることを前提として作業を進めております。これにより各種手当が支給されるようになるなど処遇改善が図られ、また保育士が大幅に入れかわってしまう事態を避けることで、民営化後も園児が安心して同じ先生と接することができる保育の継続性を確保し、安定した職員配置による保育所運営が可能になると考えております。

なお、8園全て一つの法人に移譲するスケールメリットとして、園児数が少なく厳し い経営が予想される保育所については、一定の制限がありながらも法人経理の中で柔軟 に対応できることをお示ししたところであり、必要な財政支援は民営化計画に基づき実施してまいります。こうした効果により、民営化後も安心して御利用いただける地域の保育所として、またそこに勤務する職員にとっても、地域で働ける安定した職場として運営されるものと考えております。

次に、4、民俗芸能の保存・伝承と拠点施設の整備運用については教育長からお答え いたします。

以上であります。

○議長(鈴木和夫君) 佐々田教育長。

【教育長 (佐々田亨三君) 登壇】

○教育長(佐々田亨三君) 佐藤譲司議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。 初めに、4、民俗芸能の保存・伝承と拠点施設の整備運用についての(1)民俗芸能 伝習拠点施設の活用計画についてにお答えいたします。

民俗芸能伝習拠点施設の活用につきましては、市の広報6月1日号でも紹介させていただいたところでありますが、通年にわたって開館することとし、公演会場では定期公演のほか、テーマに沿った企画公演や、節目に当たる年には特別公演などを計画してまいりたいと思います。特に定期公演は、獅子まつりなどの開催される月を除き、1年を通して毎月特定の曜日に開催することとし、市内多くの芸能団体の協力を得て、番楽のほか神楽や獅子踊り、人形劇など本市全域の多彩な民俗芸能を主に公開してまいります。

1年間の公演スケジュールを事前に広く情報発信し定着化を図ることにより、市内の 宿泊施設や由利高原鉄道、各種イベントなどと連携した取り組みも可能となり、観光や 地域振興の面においても重要な役割を果たすことができるものと考えているところであ ります。

専用の公開施設を整備することで、民俗芸能学会や本市が加盟している全国民俗芸能保存振興市町村連盟と協力し、全国各地の民俗芸能の実演や全国規模の大会を招致することが可能になり、秋田県を代表する民俗芸能の拠点づくりやにぎわいの創出にもつながるものと考えております。

拠点施設には、公演会場のほか貴重な資料を公開する展示室や、いつでも市内の芸能を鑑賞できる映像機器を備え、公演日以外でも来館者が本市の芸能に触れ学べる環境を整えてまいります。定期的な展示がえや体験学習などのソフト事業も積極的に開催し、来館者が本市の芸能を体感できる施設としても活用を図り、多くの芸能ファンが集う魅力ある施設、そして明るく活気ある施設運営に努めてまいります。

次に、(2)民俗芸能の後継者確保と休止や消滅の民俗芸能団体の道具保存について にお答えいたします。

本市には、かつて135の民俗芸能団体がありましたが、大正、昭和を経てさまざまな要因によって大きく減少し、近年の少子高齢化などによる後継者不足も団体のさらなる減少につながることから、大きな課題となっているところであります。

芸能数が県内で最も多い本市では、この課題を重く捉え、平成22年より用具修理や後継者育成、現地公開を支援する団体育成プロジェクト事業を開始するとともに、専門家を招聘し、「伝承のため、今、何が必要か」と題した民俗芸能講演会を開催するなど、継承に向けた取り組みを開始いたしてまいりました。

継承には、公開を通して伝承者みずからが誇りと自信を持つとともに、地域住民がかけがえのない地域の宝として関心を高め、互いに支え合おうとする郷土愛の精神が大切であると思います。

本市では、この郷土愛を高めるため、また全県、全国に発信するため、毎年、鳥海獅子まつりや民俗芸能大会、民俗芸能セミナーを開催したり、さらには市民向けのガイドブックを発行して関心を高める取り組みを行ってきているところであります。さらに文化庁の指導を直接受け、獅子舞番楽記録作成事業に着手し、4カ年にわたって本市の芸能を学術的に位置づける取り組みを行うなど、郷土愛を高め継承する力の増進に努めているところでもあります。

市内小中学校における体験学習や、矢島高等学校の設定科目地域学における番楽の技術習得や公演なども大変心強い取り組みであり、今、全市を挙げて取り組んでいるコミュニティ・スクールの各種事業も、民俗芸能の伝承に大きな成果を上げてくれるものと確信しているところであります。

近年の後継者確保の具体的な取り組みとしては、女性の団体加入や、転出した若者が 公演の際に地元に帰って芸能を支える取り組み事例があり、民俗芸能団体連絡協議会で の実例紹介などを通して、今、団体間に広がりつつあります。

現在、建設に着手している民俗芸能伝習拠点施設は、まさに公開を通して伝承と後継者育成を図る拠点の施設であり、郷土愛を深める場でもあります。本市は今後も芸能団体に寄り添い、ハード、ソフトの両面から努力してまいりたいと考えております。

団体の諸道具につきましては、地元の意向を尊重しながら、希望に応じて伝習拠点施設の資料保管室で保存し、活用を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、(3)鳥海獅子まつりの充実とこけら落としの計画についてにお答えいたします。

昭和49年から、毎年工夫を凝らして欠かさず開催してきた鳥海獅子まつりは、今年で43回を数え、県内外からも鑑賞に訪れるなど、芸能ファンには番楽の里、鳥海の恒例行事として定着しております。野外で行う事業のため天候に左右されるものの、毎回350名から500名ほどの方が鑑賞され、本海獅子舞番楽や県外からのゲスト出演を含め、4時間にわたって17演目ほどを演じる夏の風物詩になっております。鳥海獅子まつりは、夏の一夜、野外においてかがり火の幻想的な環境の中、舞を披露するもので、通常の公演とは違った独特な幽玄の世界を演出しており、それがまた大きな特徴と魅力になっております。

民俗芸能伝習拠点施設の開館後は、定期的に行う屋内公演と対をなす屋外公演として本市を代表する大切な事業になります。そうしたことから、今後とも民俗芸能団体連絡協議会との連携を密にし、市内の多彩な芸能団体による出演を交えながら、より充実した内容にしてまいりたいと考えております。とりわけ平成29年度は民俗芸能伝習拠点施設開館の年であり、本市の民俗芸能伝承に向けた新たなスタートの年でもあることから、まつりの内容に検討を加え昼の部を加えるなど創意工夫し、拠点施設と一体となった魅力的なまつり運営にしてまいりたいと考えているところであります。

次に、民俗芸能伝習拠点施設のこけら落としにつきましては、建設工事が終了する平成29年3月の竣工式を計画しております。

獅子舞番楽には、家屋新築のときにのみ依頼に応じて舞う柱がらみという火伏せの儀式舞が伝承されています。竣工式ではこの儀式舞を行う予定で計画しているところであり、芸能公演とあわせ、記念となる印象的な竣工式にしたいと考えております。

また、新緑鮮やかな5月には、開館記念として特別公演を開催し、東北でも数少ない本市の拠点施設について広く全国に情報発信し、民俗芸能の豊富な秋田県における特徴的な施設として紹介してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(鈴木和夫君) 24番佐藤譲司君、再質問ありませんか。
- ○24番(佐藤譲司君) ありません。
- ○議長(鈴木和夫君) 以上で、24番佐藤譲司君の一般質問を終了いたします。 この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時32分休憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長(鈴木和夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。8番湊貴信君の発言を許します。8番湊貴信君。

【8番(湊貴信君)登壇】

○8番(湊貴信君) 高志会の湊貴信でございます。

議員として活動をさせていただき、早いもので7年目となりました。その間、皆様に 提言し問題共有させていただきましたテーマについて、市民とともに認識を深め、その 方向性を探ってきたところであります。そうした観点から幾つかの提言と質問をさせて いただきたく、さきに通告した順に従い一般質問をいたします。

初めに、1、市長の政治姿勢について。

- (1)「市に対して綱紀粛正と適正な事務執行を求める決議」を受けてについてお伺いいたします。
- 3月定例会において、全会一致で市に対して綱紀粛正と適正な事務執行を求める決議が可決されました。1,000人近い職員が働いている職場であり、失敗や失念をゼロにするのは大変困難であることは十分に理解しますが、昨年末から立て続けに発生した不適切な事務処理などは、失敗や失念に加え倫理感や責任感の欠如など業務への怠惰の問題が大きく影響しています。多くの職員は市民のため市の発展のために懸命に仕事をしている中、たった一部の職員の不祥事によって市民からの信用を失うことは非常に残念でなりません。

ただ、一部の人の問題であっても、それが全体として捉えられてしまうのは仕方のないことであり、そこは私も憤りを感じる一人ですが、起きてしまったことは今さらどうしようもありません。職員の皆さんには、失敗は成功のもとくらいの大きな気持ちで決して萎縮せずに、新たなことにも果敢に挑戦しながら、市民のため今後も精いっぱい仕事に励んでほしいと心からエールを送ります。

さて、一方、問題が起こるたび訓示や注意喚起など改善策を講じているようですが、 一向に効果があらわれていないと言わざるを得ません。今までの対応は適切であったの でしょうか。 例えば、毎年のように公用車での事故報告を受けますが、その都度、抜本的な対策を立ててこられたのでしょうか。民間企業であれば、社用車で事故があった際、すぐに原因究明と再発防止のための対策が講じられ、その結果、次に社用車を使う際の規制が厳しくなるのが常であります。それでも事故があれば、さらにさらに厳しくなります。そのため事故を起こした本人だけではなく、全社員が社用車を使う際、面倒な手続を強いられ大変使いづらいものとなります。一人が事故を起こすことにより全社員に直接迷惑をかけることになり、だからこそ事故を起こさないように努め、組織内での自浄作用も期待されます。

報告、連絡、相談がうまく機能せず不祥事が起これば、例えば朝礼のあり方が見直され、それでもだめならランチミーティング、それでもだめなら夕方にミーティングと都度集まり、これでもかこれでもかと互いの仕事を共有し対応します。職員の皆さんがお使いの名刺であっても、自分でつくっているのかデザインはばらばらです。民間企業で社員の名刺のデザインが皆違うという会社がどれほどあるのでしょうか、またそんな会社は信用に足るのでしょうか。個性を尊重するという意味なのか、予算的な問題なのかわかりませんが、今は一体感の醸成のため、そうしたものまでも統一する必要性を感じています。

職員に口酸っぱく綱紀粛正を唱えているものの、なかなかうまくいかない。これといった打つ手がなくて困っているとこぼす幹部もおられるようですが、私は打つ手は無限にあると思っています。

市に対して綱紀粛正と適正な事務執行を求める決議では、再発防止のため市民に見える形での対策を早急に講じることを求めております。早速、由利本荘市職員行動指針7カ条の提示など、できることから始めようとする思いは伝わってきましたが、どのような対策を実施し、今後検討されているのかお伺いいたします。

次に、(2)市長の率先垂範についてお伺いいたします。

4月1日の市長訓示が広報ゆりほんじょうに掲載されておりましたが、たび重なる不祥事に対し、緊張感を持ち職務に当たるよう機会あるごとに喚起してきたが、何ら改善の兆しが見えず極めて遺憾だと述べております。また、これまでの不祥事があった際の市長の説明や挨拶では、いま一度チェック体制を精査し万全を期すよう指示したところであります。早急な改善を図るよう指示したところであります。住民の意見を把握するように指示をしておりますという、指示をしたということがほとんどでありました。

今後、不祥事をなくし職員のやる気を喚起するために、これまでどおりのやり方でいいのでしょうか。今、市に求められているのは職員の意識改革です。繰り返し指示を出されておりますが、指示で動くのは作業であって、意識は指示では変わらないのではないかと思っています。

危機的状況の中で大事なのは、トップによる率先垂範であり、市長にはぜひとも指示を出すだけではなく、各職場、現場に足を運び激励するなど行動をしてほしいと思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、2、ジオパーク認定について。

(1)公開プレゼンテーションの詳細と感想、感触についてお伺いいたします。 本市では、由利本荘市、にかほ市、山形県酒田市、遊佐町との4市町で、昨年3月に 鳥海山・飛島ジオパーク構想推進協議会を立ち上げ、9月の日本ジオパークネットワーク加盟を目指し取り組みが行われており、4月13日に加盟申請書を日本ジオパークネットワークに提出したとの報道がありました。いよいよ認定へ向けての最終段階に入ったことを認識しております。

市では、今後の取り組みについて、産業振興や観光誘客を初め教育活動、学術的な調査活動など、幅広い分野にわたる具体的な取り組みによって魅力あふれるまちづくりにつなげることが重要であるとしており、認定へ大きな期待をしております。

さて、9月の可否決定へ向け幾つかの審査などの予定があるようですが、その一つとして先般5月21日に千葉市において公開プレゼンテーションが開かれたと伺いました。そこで、その公開プレゼンテーションの詳細と感想、感触はいかがだったかお伺いいたします。

次に、(2)現地審査についてお伺いいたします。

認定機関である日本ジオパーク委員会により、7月下旬から8月上旬にかけて現地審査が行われるとアナウンスがありました。認定に期待すればするほど、審査と聞くとその内容が気になりますが、その審査の詳細と審査に向けた対応についてお伺いいたします。

次に、(3)市民の認知度についてお伺いいたします。

ジオパークの認定には、市民など地域住民がどれだけ認知しているかということも重要だと伺っておりますが、どの程度認知されているかなど、その検証はされているのでしょうか。昨年度予算措置し、市内小中学生約5,700名にクリアファイルの配布やDVDを作成するなどして市民への情報提供をしているようですが、その効果はいかがでしょうか。市内各所でのぼり旗も見かけるようにはなってきましたが、会合などで話をすると、ほとんどの市民が知らないのが実情と感じています。

そこで、周知のためにどのような活動を行っているのか、また認知度についてどの程度浸透していると考えているのかお伺いいたします。

次に、(4)他の3市町との取り組み差についてお伺いいたします。

鳥海山・飛島ジオパーク構想のウエブサイトには多くの情報が掲載されておりますが、その中にある動画を見るたび、各地の歴史や文化に改めてその魅力を再認識したところであります。また飛島のクリーンアップ作戦の動画では、作業前の海岸線の漂着物によるごみの山には驚きましたが、多くの地域ボランティアによる海岸からのごみ運びの長いバケツリレーなどの清掃作業により、どんどんきれいになっていくさまは、地域の方々のジオパーク認定への熱い思いを感じます。

一方、その動画には本市にまつわる動画が掲載されていないのが残念との思いもありますし、61カ所のジオサイトリストやジオサイト養成講座を受講された51名の地域を見ると、4市町の面積、人口からして、本市の割合がもう少し多くてもいいのではないかとも感じています。

そうした現況から、本市の取り組みや市民の認定への思いが他の3市町より冷めているような感じを受けますが、市長はどう考えられているのかお伺いいたします。

次に、3、ふるさと納税について。

(1) 今後の取り組みについてお伺いいたします。

ふるさとなど応援したい自治体に寄附をすると、居住地で納める住民税と所得税が軽減されるふるさと納税ですが、2008年より始まってから、その納税額は右肩上がりで伸びており、近年は雑誌やテレビ、インターネットなどマスコミで取り上げられる機会がふえたこともあり、ますます知られるようになりました。

控除額が2倍に当たる2割程度に拡大されたのに加え、サラリーマンが寄附しやすいようにと、5自治体までの寄附ならば寄附ごとに申請書を寄附自治体に郵送することで確定申告が不要となるワンストップ特例制度も広く認知されています。国はふるさと納税の3つの大きな意義として、納税者が寄附先を選択する制度であり、税の使われ方や納税の大切さを知る機会になる、お世話になった地域や応援したい地域の力になることで、地方の人を育て、自然や環境を守るための支援になる、自治体が選んでもらうにふさわしくなるよう、地域のあり方を改めて考えるきっかけになるということを掲げ、さらに推進していく意向を示しています。

県内においても、平成27年度に県と25市町村に寄せられたふるさと納税の寄附額が前年度比4.3倍の14億525万円に上り、件数も前年度比約4倍の7万9,912件に達したとの報道がありました。最も多かったのは大館市で、3億8,517万円の納税があり、昨年度の県全体の寄附額3億2,886万円を一つの市で上回ったほか、湯沢市も2億4,803万円、秋田市や三種町も1億円を超える納税がありました。

本市では、平成27年度は3,042万円の納税があり、平成26年度の606万円からは約5倍の伸びであります。返礼品を拡充し特典特産品リストを作成したり、早期にクレジットカードでの納税に対応したりと、精力的に取り組んできた努力の成果があらわれてきていることに高く評価をしているところです。

一方では、各地の自治体が行う納税者への返礼品のアピール合戦はとどまるところがなく、過熱ぎみになってきているとの課題もありますが、本市の特産品や観光を広く全国に知っていただき売り込みを図るいい機会であることはもとより、市内の商店や企業にとって売り上げとなり、地域経済の活性化に直結するとの視点から、私はもっと積極的な取り組みを展開すべきではないかと考えています。

先般の由利高原鉄道の貸し切りなどは大変ユニークな企画でしたし、今後は物だけではなく事を売り込む戦略も不可欠と思っています。売り込む材料に事欠かない本市ですし、ポイント制の導入や頒布会のような定期的な特産品の送付など、さらなる取り組みに期待を寄せておりますが、市長は今後どう考えているのかお伺いいたします。

次に、(2)企業版ふるさと納税についてお伺いいたします。

平成28年度税制改正において地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税が創設 されました。

主なポイントですが、地方公共団体が作成した地方創生に係る事業に対して企業が寄附をした際に法人税等が控除される制度であり、今までの制度では全額損金算入することで約3割の税の軽減効果がありましたが、企業版ふるさと納税では、それに加え寄附金額の3割が税額控除されることで、これまでの2倍、6割の軽減効果があります。寄附額の下限が10万円と寄附しやすい金額であるとともに、自社の事業分野に関連する地方創生プロジェクトに寄附を行うことで、社会貢献のイメージアップにつながるメリットもあります。

また、国では地方公共団体が作成した地方創生に係る事業に対して民間企業が寄附をするため、取り組みをアピールする政策面のアイデアを競い合うことになり、よりよい地方創生の取り組みが生まれ、各地で地方創生の深化につながっていくことを期待しているとしております。

昨年度、策定を促された地方創生、総合戦略の際と同様に、やる気のない自治体は切り捨てるといった思惑が見え隠れしていますが、アイデアがあり積極的に売り込む自治体にとっては有効な施策と言えます。

一方、寄附する企業にとっては、寄附により節税効果はあるものの、手元に残る現金、いわゆるキャッシュは減るというデメリットや、特典や特産品を受け取るとそれは受贈益として計上することとなり、そこに法人税が課税されることや、入札優遇や低利子融資など不正の温床になる可能性が指摘されるなど懸念材料もあるようです。

そこで、市長は企業版ふるさと納税に対しどのように考え、どのように取り組むのか お伺いいたします。

次に、4、妊産婦の医療費無料化についてお伺いいたします。

先ほど、佐々木隆一議員の御質問に、高校生までの医療費無料化という質問がございましたが、私はそことはまた方向の違う、子供が生まれる前の妊産婦に対する医療費無料化についてお伺いいたします。

市長は市政方針説明で人口減少に歯どめをかけることを最重要課題とし、成し遂げなければならない本市の大きな課題と一つと述べております。全国の自治体においても同じ課題を抱えており、その解決は容易ではありません。市では総合戦略として4つの目標を掲げましたが、その一つに子供を産み育てやすい環境の創造があります。これもまた他市町村も同様の目標を掲げており、本市の特色を打ち出すのは難しいと思っています。

本市と友好都市である佐久市は、子育て世代の支援のために、今年度からプレママ医療給付事業を始めるとのことです。佐久市では本市と同じように、乳幼児から中学生までの医療費の無料化を実施しておりますが、総合戦略づくりの際に実施したアンケート調査で、出産や育児の経済的支援を求める声が多数寄せられ事業化を決めたそうです。母子手帳の交付月から出産の翌月まで、妊娠にかかわる診療だけではなく、内科や歯科など保険診療全てを対象とし、支給するのは保険診療の自己負担額のうち1レセプト当たり受給者負担金500円を除いた額で、受給者が医療機関窓口で一旦自己負担全額を支払った後、支給されるとのことであります。

出生数が本市の2倍弱の佐久市においては、1人当たりの支給額を4万2,000円と試算し、約3,300万円予算計上しております。また同様な施策を行っている岡山県高梁市では、1人当たりの支給額を佐久市より1万2,000円ほど安い約3万円と試算し、約600万円を予算計上しているとのことであります。1人当たりの支給額を幾らと試算するかで当然予算額が変わり、市の財政状況に合わせて設定すればいいわけで、例えば半額補助であってもありがたいと思う市民は多いのではないでしょうか。

中学生までの医療費無料化を行っている本市は、妊産婦に対する施策を講じることにより、子供がおなかにいる妊産婦、乳幼児、小中学生までと一貫した医療費の支援により、県内でも最も子供を産み育てやすい市と売り出す一助になると考えますが、市長は

どのように考えられるか、お伺いいたします。

次に、5、株式会社岩城について。

(1) 社員に対し大株主としての役割を果たしてきたのかについてお伺いいたします。 岩城地域の岩城アイランドパークと天鷺村、天鷺ワインの3社が統合してから、早い もので2年が過ぎました。資本金は1億円を超え、80名からの従業員を抱える会社は地 域にとって大企業であり、市民の統合後の経営状況に関する関心は高く、今後に対する 大きな期待を持っています。

さて、その株式会社岩城ですが、昨年12月から1月末まで代表権を持つ社員、いわゆる代表取締役専務に当たるのでしょうか、現場にいる経営者を広く全国に募集を行いました。私はその際の募集に関する地方紙の記事が大変気になっています。その記事には、「市によると、株式会社岩城はワインの製造販売から道の駅や観光施設の管理運営など、1社で幅広い事業を抱えるようになった。しかし各事業を統括してマネジメントできるのは、副市長を兼務する石川社長しかいない。現場の旗振り役が不在で経営に一体感がないとの理由で募集した。」とあります。

取材に対し、現状思っていることをそのまま述べたものと思いますが、雇用する側の 社員に対する配慮に欠けているのではないでしょうか。まずは現場に旗振り役がいない としているその記事を読んで、各施設の支配人など管理職はどう思うのでしょうか。そ して社員は低い評価をされている上司の下で働くことをどう思うのか、また株式会社岩 城はマネジメントがうまくいっていない会社と聞いて、取引先やお客様は不安な思いを 持たないのでしょうか。社員のやる気をそぐことが懸念され、会社の信用にもかかわる その発言は経営者の責任転嫁と感じました。今まで現場に権限を与えてきたのか、人事 交流は行われてきたのか、経営感覚を身につけるための人材育成は行われてきたのでし ょうか。

そこで、社員に対し大株主としての役割を果たしてきたのか、市長の考えをお伺いい たします。

次に、(2)代表者を公募した理由についてお伺いいたします。

私は、一昨年の一般質問で、製造業である天鷺ワインと観光施設である天鷺村と福祉施設の要素もある温泉施設を併設した道の駅という業態の全く違う会社を統合し経営することに対し不安視する質問をしましたが、市では経理や事務の一元化や地域の農産物や文化、自然といったあらゆる資源と、それぞれの会社が培ったノウハウを結集して発信していくとして、経営には問題ないとする向きの答弁をされました。

今回の代表者の公募は、その後1年半経営してみて、なかなか思うようにいかず公募 に踏み切ったということなのでしょうか。今回公募した理由についてお伺いいたします。

(3) 応募の状況と選考会についてお伺いいたします。

今回の公募に対し、数名の方からエントリーがあったと伺いました。地域や年齢、職業など、その応募者の状況や、その中から1名決定されましたが、その選考についてお伺いいたします。

(4) 内定者の辞退についてお伺いいたします。

選考会において1名内定者が決定し、今年度4月からの着任の予定でありました。どんな方が来るのだろう、どんな経営をされるのだろう、多くの市民がその手腕に期待し

ていたところ、その内定者から突然辞退の申し入れがあり白紙に戻ったとの報告がありました。予想外の展開に、一体どうなっているんだ、何があったのか、株式会社岩城は大丈夫なのかといった怒りや不安ともとれる声が聞こえてきます。

そこで、辞退されたその背景や、市としてどのように感じているのかお伺いいたします。

次に、(5)前回と同様の要件でまた公募されるのかについてお伺いいたします。

一般論として、社長に準ずる社員を全国に広く呼びかけ、有能な人材を積極的に招聘するということを否定はしませんが、同じ要項、内容でまた公募されるのでしょうか。 私は今回の辞退されたことを一つの機会として、株式会社岩城についてだけではなく、 今後の第三セクターの経営について再検討し募集するのであれば、その募集要項、業務 内容を見直すべきではないかと思っています。

業態の全く違う会社の経営はそんなに簡単にできるとは思えず、私には市が民間企業の経営というもの、また従業員を雇い生活を保障し、夢や希望を持って働いてもらうという経営者の視点を余りにも軽視しているという印象を否めません。

部活動に例えれば、同じ地域だからといって、野球部と書道部と吹奏楽部の監督を一人の人にお願いするようなものではありませんか。勝つことを求めずに存在していればいい程度の部活動でよしとするのであれば、それも問題ないでしょうが、株式会社岩域はそうした位置づけの会社なのでしょうか。会社には従業員がおり、その家族がおり、多くの人の生活がかかっています。

私は、公募するのであれば、そんな業態の違う会社のトップを求めるのではなく、例えば道の駅であれば道の駅同士5つを統括し経営マネジメントしてくれる方を公募することが、求める人物像が明確になり、よりすぐれた人にめぐり会えるだろうと思います。同じ業態であれば、連携を図り人事交流も行えるなどメリットも多いはずです。

天鷺ワインをメーンに考えるのであれば、酒類の製造販売の経験や人脈や販売ルートを持っている方に特化して公募すべきであり、軌道に乗れば同様の製造販売業であるミルジーについても経営を手掛けていただける可能性も模索できます。合併して一つの市になったのですから、地域にとらわれず、同じ業態の会社をまとめて考えるべきではないでしょうか。

今回の辞退を受け、株式会社岩城の社長に準ずる社員の募集は、また同じ内容で公募を予定されるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、(6)今後の経営方針についてお伺いいたします。

前述したように、資本金が1億円を超え80名もの社員のいる株式会社岩城は、地域にとって大企業であり、その行く末に多くの市民が期待と不安を抱いています。そこで今後の株式会社岩城をどのような会社にしたいのか、1年後、3年後、5年後のビジョンはあるのか、経営方針についてお伺いいたします。

次に、6、シルバー人材センターへの業務委託についてお伺いいたします。

平均寿命が高齢日本一の長野県では、高齢者が生き生きとしている要因の一つとして、シルバー世代の社会参加や、少ない収入であっても仕事をしていることを挙げており、 生きがいを持つ施策の重要性を述べています。本市でもさまざまな施策や取り組みを行っておりますが、シルバー人材センターの活用にもそうした生きがいづくりの視点をと り入れるべきではないでしょうか。

旧市旧町では、合併前から休日など、総合支所や施設の日直業務やトイレ清掃、除草作業などを中心に、市民生活に身近な軽度作業をシルバー人材センターへ委託してきました。

その委託費ですが、件数や金額を同じく比較するには無理がある旧本荘市を除き7町で比較すると、平成27年度、大内が188万円、由利が310万円と少額の町と、西目は1,170万円、矢島960万円と大きなばらつきがあります。旧町時代からの地域事情があり、単に金額だけでそのよしあしを述べられるものではありませんが、この金額の差はどこから来るものなのか、特に問題はないのか、またシルバー世代の生きがいづくりの場としてのシルバー人材センターの活用について、市長はどう考えるかお伺いいたします。

次に、7、トップランナー方式への対応についてお伺いいたします。

国は普通交付税算定において、業務改革を反映した経費を単価に反映させる仕組み、いわゆるトップランナー方式を今年度から取り入れるとしており、民間委託や指定管理者制度の導入などで削減した経費を標準の水準とする、いわば一番安い単価に設定する方針を打ち出しました。自治体ごとに異なる環境がある中での実施に多くの問題点を指摘する声もあるようですが、行財政改革に積極的に取り組む、やる気のある自治体を標準とする国の強い考え方が背景にあるのを感じます。本市においても、これまで同様に直営を続けると財政に大きな影響を受けることになるのは明らかで、対策は急務です。

先般の3月定例会の代表質問において、さらなる経費節減への取り組みが求められるのは明らかであり、速やかに見直しに着手する旨の答弁がありました。学校給食や施設管理など16業務が対象のようですが、市民生活に直結する項目が多いことから、既に実施されたことがあるのか、また検討されている詳細についてお伺いいたします。

次に、8、サンスポーツランド岩城野球場の整備計画についてお伺いいたします。

岩城地域には、平成3年に建設されたサンスポーツランド岩城野球場があります。開設以来、スポーツにレクリエーションにと、健康増進、笑顔あふれる施設として、野球関係者のみならず多くの市民に愛され利用されてきました。特にシーズン中は毎週のように行われるスポ少や部活動の大会、練習試合には、両親だけではなく、おじいちゃん、おばあちゃんや地域の方々などが応援に駆けつけるほほ笑ましい光景を見るにつけ、この施設の果たす役割の大きさを感じています。

一方、建設から25年も経過していることで老朽化が著しく、ついに今年度からバックスクリーン裏の階段が立入禁止となり、点数板の入れかえもできず、早期改修を求める市民の声がますます大きくなっています。

昨年の10月に私たち由利本荘市議会議員で組織している教育・スポーツ振興議員連盟の視察研修で野球場を視察した際、多くの議員からも、この状況は余りにもひどい、早期の改修の必要性を感じたとの声がありました。

バックネット裏や両サイドの観客応援席では、設置されていたプラスチック製の長椅子が経年劣化で腐れ落ち、ボルトがむき出しの状態の箇所が多数あったため、危険回避の目的で全席取り外した状態のままになっています。確かに危険ではないかもしれませんが、地べたに座ることになるその姿は、スポーツ施設としての華やかさには遠く及ばず、その役割を終え廃墟と化した野球場に見えるとの声もありました。

そうした状況を受け、市では改修計画を立てておりますが、平成26年に作成された新創造ビジョンでは平成28年度に計画が示されており、改修もいよいよ現実のものになったと大きな期待をしておりました。ところが昨年12月に示された新創造ビジョンの中の野球場の改修計画は、いつの間にか平成30年度以降に先延ばしされており、多くの市民から落胆の声が聞こえてきます。

移住、定住を推し進めている中、岩城地域は県都秋田市からの玄関口でもあり、他市町村からも多くの人が訪れます。地域のシンボル的施設であり、せめて座席をつけるくらいは早急にすべきと考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

以上、8項目について質問いたします。

答弁方よろしくお願いいたします。

【8番(湊貴信君)質問席へ】

○議長(鈴木和夫君) 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長(長谷部誠君)登壇】

○市長(長谷部誠君) それでは、湊貴信議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、市長の政治姿勢についての(1)「市に対して綱紀粛正と適正な事務執 行を求める決議」を受けてについてお答えいたします。

不適切な事務処理などの不祥事が重なり、市議会より綱紀粛正と適正な事務執行を求める決議をいただきましたことにつきましては、非常に重く受けとめております。決議をいただきました当日のうちに緊急管理職会議を招集し、法令遵守の徹底や服務規律の確保、高い倫理観を持って職務に当たるよう副市長から訓示を行うとともに、4月8日には緊急課長会議で事務ミス防止のための課題の提出を、また15日の緊急部長会議では、朝礼を毎日実施することや職員行動指針7カ条の徹底を確認したところであり、さらには5月19日に、職員のコンプライアンス意識を高めるため公正取引委員会の職員を招いての職員研修を行っております。

こうした取り組みについて、各地域で開催されている全ての行政協力員会議において、 総務部長が綱紀粛正への取り組み状況を報告しているところであります。

また、5月26日に第1回目の不祥事等再発防止検討委員会を開催し、現状における問題点の洗い出しと情報共有を図るとともに、今後に向けた対策について検討を開始しており、この検討結果を受け、市役所全体で取り組むべき有効な対策を講じてまいります。次に、(2)市長の率先垂範についてにお答えいたします。

市政は、市民の信頼の上に成り立つものであり、私を初めとした特別職や管理職員は職場の不祥事防止の責任者としての自覚を持ち、行動で模範を示す気概が必要であると心得ており、みずから実践しているところであります。

職員の意識改革は、やる気、本気、気配りなどの気があるかどうかが重要であり、気を大切にした行動を継続することでなされるものと考えております。私はこれまでもあらゆる機会を捉え地域に出向き、市民と語らい、また第三セクターが運営する施設を含め、各職場や現場にも積極的に足を運び、生の声を聞いてまいりました。職員に対しても、折に触れさまざまな指導や助言をしてまいりましたが、今後はさらにコミュニケーションを深めることにより、職員の業務へのモチベーションを高めてまいりたいと考えております。今後も特別職や市職員と一丸となって全力で職務に精励し、市民の皆様の

信頼回復に努めてまいります。

次に、2、ジオパーク認定についての(1)公開プレゼンテーションの詳細と感想、 感触についてにお答えいたします。

去る5月21日に、千葉市幕張メッセにおいて、日本ジオパークネットワークへの加盟申請に伴う公開プレゼンテーション審査が実施され、ブラジルへ出張中であった私にかわり小野副市長が出席いたしました。当日は各構成自治体の首長などがプレゼンに参加し、16名の審査員と関係者約300名に対し、鳥海山と飛島の学術的・文化的価値や認定にかける地域の熱意、そして3市1町の連携をPRしてまいりました。

また、15分の質疑応答では、協議会の体制や鳥海山と飛島の地球科学的なつながりなどについて審査員より質問がありましたが、いずれの質問についても丁寧な説明をし、審査員からも大変よいプレゼンテーションであったとの評価をいただきましたので、今後の現地審査に向け大きく前進したものと考えております。

次に、(2)現地審査についてにお答えいたします。

3市1町における現地審査は、ことし8月13日から15日までの3日間実施される予定であり、審査員3名の訪問が決定しております。現地審査では、こちらで設定したコースを審査員に視察していただくものであり、具体的なコースは現在協議中でありますが、当該地域の魅力を十分にPRできるコース設定を検討しております。

審査に向けた対応につきましては、男鹿市などジオパーク先進地からの指導を受け、 ガイドのトレーニングを実施するとともに、ジオサイトの環境整備や解説看板の設置な どを進め、万全の体制で審査に臨みたいと考えております。

次に、(3)市民の認知度についてにお答えいたします。

鳥海山・飛島ジオパーク構想に関する住民周知活動につきましては、出前講座や説明会等をこれまで30回以上実施し、延べ約2,000人の市民に対して周知を図っております。昨年度は市内全小中学生にクリアファイルと説明資料を配布したほか、市独自のジオパーク教育番組を制作し、市内の小中学校へDVDを配布するとともに、市庁舎1階やカダーレでの常時放映も行っております。さらに庁内各課窓口へのミニのぼり旗の設置やラッピングバスの運行、リニューアルオープンした花立クリーンハイツに展示コーナーを設置するなど、幅広く市民の目に触れるよう努めております。

なお、住民の認知度につきましては、ことし2月に市内の全町内会長を対象としたアンケート調査を実施しております。その結果、ジオパークについて知っているが35%、言葉を聞いたことがあるが40%、知らないが25%という回答をいただいておりますが、一般市民の皆様の認知度は、まだ低いものと考えております。そのため、ジオパークへの理解がより浸透するよう、出前講座や夏のイベントなどによる周知活動を引き続き実施してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(4)他の3市町との取り組み差についてにお答えいたします。

ジオパーク認定のために必要な取り組みにつきましては、鳥海山・飛島ジオパーク構想推進協議会事務局において作成したアクションプランに基づき、3市1町が連携して進めております。そのほかにも本市独自の活動としてCATVを活用したジオパーク番組の放映や、由利高原鉄道を利用したジオツアーの実施、住民参加型でツアーを企画するワークショップなどを実施しております。

ジオサイトにつきましては、専門家による学術的な調査、研究を行った上で、各自治体から数に偏りのないよう選出しているものであります。

また、ジオガイド養成講座でありますが、本市では受講生が独自で講座内容を企画するなど、現地審査に向けた知識と技術習得のため、市民主体での取り組みが進んでおります。

ジオパークは、地域の持続的な発展を目指す息の長い事業であります。まずはジオパーク認定を目指し3市1町が足並みをそろえて進めており、加えて本市独自の活動も実施しておりますので、他の3市町との取り組みにおいて差はないものと考えております。 次に、3、ふるさと納税についての(1)今後の取り組みについてにお答えいたします。

本市のふるさと納税の取り組みにつきましては、平成26年10月に市の特産品12品目を返礼品として贈呈したのを初めとして、平成27年10月には53品目に拡充、同年12月にはクレジット決済を導入し納付の簡素化を行うなど、市の魅力発信と由利本荘ファンの獲得を図ってきております。

その結果、平成27年度は前年と比較し、納付件数は約10倍の1,652件、納付金額は約5倍の3,042万6,810円と、納付件数、金額ともに大幅に伸びる結果となりました。本年4月からは、さらなる本市ファンの獲得を狙い、返礼品を127品目に拡充しており、納付申し込み金額は5月末時点で既に411万円となっているところであります。

今後も、市内の商店や企業と連携していくほか、安全・安心な地場産品を新たに模索するなど、特色ある返礼品の拡充を図り、地域経済の活性化と由利本荘市のPRに努めてまいります。

次に、(2)企業版ふるさと納税についてにお答えいたします。

ふるさと納税が自治体への寄附行為であるのに対し、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税は地方版総合戦略に位置づけられた自治体の事業に対する寄附行為であり、国の認定が必要であります。

寄附による企業のメリットとしては、税の軽減効果がふえることや、企業にとって社会貢献のイメージアップが図られることであり、本市としても企業とのつながりを新たに築き上げる好機になるものと考えております。

一方で、本市に本社を置く企業は対象外であること、地方創生事業と企業ニーズとのマッチングが必要であることなど、事業の組み立てや継続性への配慮が必要になります。市といたしましては、これまで新たな税制の活用に向け準備会で協議してまいりましたが、全庁横断的な体制での制度活用を検討するため、去る5月25日に両副市長を正副委員長とし、各部局長から成る由利本荘市地方創生応援税制活用検討委員会を開催したところであります。

今後は、企業向けに地方創生応援税制にかかわるアンケートを実施し、その結果を踏まえるとともに、本荘由利産学振興財団と連携を図りながら、本税制を積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、4、妊産婦の医療費無料化についてにお答えいたします。

少子高齢化とそれに伴う人口減少への対応は、本市が抱える最も重要な課題であります。こうした中で平成22年度より減少が続いておりました母子手帳交付件数が、平成27

年度は447件で、前年度に比べ1件の増加となり、出生数も増加に転じたことは明るい 話題の一つであると受けとめております。

妊産婦に対する本市の単独助成事業としては、昨年度から出産後の1カ月健診、母乳育児相談への助成を追加し、さらに今年度からは予定日超過分についての助成を開始するなど、秋田県産婦人科医会とも協力しながら、順次拡充を図ってきたところであります。

子供を産み育てやすい環境の創造は、本市の総合戦略の大きな柱の一つとして位置づけており、これまで中学生までの所得制限なしの医療費無料制度や保育料の40%軽減、子育て支援金の給付など市独自の施策充実を図ってまいりました。

今後も、妊産婦の医療費に対する助成制度を含め、結婚から子育てまで支援策全体の 効果を見きわめながら、横断的に見直しや充実に努めてまいります。

次に、5、株式会社岩城についての(1)社員に対し大株主としての役割を果たして きたのかについてお答えいたします。

本市には、現在7社の第三セクターがあり、平成25年度決算において7社全でが赤字 決算でありましたが、平成26年度は2社が、平成27年度は株式会社岩城を含め5社が黒 字決算を見込んでおります。これは各社の権限において、主体的に新商品の開発、経費 節減及び社員研修等に努められた結果と考えております。また市といたしましても各社 と連携し、入湯税の課税免除や道の駅の日などのイベント開催や特産品販売等の支援を 行うとともに、経営会議などに積極的に参加し経営強化に取り組んでまいりました。

第三セクターは、市から独立した法人格を持つ経営主体で、自助努力により自立した 経営を行う責任があり、市は大株主としてほかの出資者や関係者の意向に配慮しながら、 人的関与と財政的関与による経営責任を有すると考えております。

株式会社岩城は、岩城地域内の第三セクター3社が平成26年度に合併し2年を経過しましたが、人事交流については事務担当者の社内異動が行われ、さらにイベントや繁忙期には各部門からの相互応援態勢をとっております。また人材育成については、会社独自の社員研修や国の緊急雇用制度の活用などによる社員教育が行われております。

株式会社岩城を含め、本市の第三セクターは、地域活性化の拠点施設としての運営や 雇用創出の場として地域に貢献してきたところでありますが、そこで社員が安心し会社 に誇りを持って勤務していただくためには、安定した黒字経営が最低条件であると考え ております。

このたびの社長に準じる社員の公募は、3部門が社員の力を結集し、さらに相乗効果を発揮できるよう現場のトップマネジメントの一層の強化を図るため実施したものでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2)代表者を公募した理由についてにお答えいたします。

株式会社岩城は、合併以来、各部門が有する特色ある資源やノウハウを結集し、夕日の恋物語ゼリーやプラムのドレッシングなど新商品の開発、販売、お客様の相互受け入れなどに取り組んでまいりました。安定的な黒字経営と雇用の確保につなげるためには、顧客ニーズが多様化する中で、さらに地場特産品、歴史、温泉や海・山の食材など特色ある資源を組み合わせた商品開発を現場でスピード感を持って効果的に行うことができる人材が必要と判断し、公募を行ったものでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、(3)応募の状況と選考会についてにお答えいたします。

今回の公募は、昨年12月からことし1月にかけて行いました。9名の応募があり、第 1次書類選考の上、5名を第2次選考の候補者とし、2月20日に第2次選考の面接を行いました。5名の内訳は、全員が会社員で営業職3名、経営コンサルタント職2名で、全てが管理職で年齢は42歳から50歳であり、首都圏在住の方を1名合格者といたしました。

次に、(4)内定者の辞退についてにお答えいたします。

今回の公募に当たり、第2次選考の面接の際に、面接者全員に合格した場合の4月1日着任の可否を口頭で確認しております。内定通知書の送付後、本人との電話等でのやりとりの中で、勤務先の後任者の決定や取引先への対応及び退職手続に3カ月ほど要するため、6月からの着任延期の依頼がありました。市としては、募集要項で掲げた着任日をおくらせることは、他の応募者に対して不公平となるため、合格者の意向に沿うことはできない旨を連絡しました。受託可否の返答期限の3月7日に、本人が市役所を訪れ、市及び株式会社岩城に迷惑をかけた旨を謝罪の上、辞退届けを提出されました。

合格者は、応募前に株式会社岩城を訪問し会社の商品やサービスを確認され、3事業課の連携、企画調整を提案するなど期待しておりましたが、本人の都合により着任に至らず、残念であるとともに遺憾に感じております。

次に、(5)前回と同様の要件でまた公募されるのかについてお答えいたします。

市といたしましては、今回の合格者の辞退を受け、現時点においては再公募を予定しておりますが、今月開催される株主総会後の取締役会等における会社や関係者の意向に配慮しながら、公募内容を含めて最終決定したいと考えております。

また、経営マネジメントについては、業態ごとにまとめて行う方法もありますが、株式会社岩城のように3つの特色ある資源を組み合わせ、岩城アイランドパークと天鷺村において相互誘客を行い天鷺ワインを購入してもらうなど、3施設のメリットを生かしたマネジメントが必要であると考えております。

次に、(6) 今後の経営方針についてにお答えいたします。

天鷺ワイン、天鷺村、岩城アイランドパークは、地域特産品等の消費拡大、歴史的文化財などの保存と活用、市民の健康増進及び福祉の向上を観光振興や地域の活性化を目的として市が設置した公の施設であります。

市といたしましては、これらの施設が今後も目的を達成し、市民福祉の向上につながるよう努めてまいります。また株式会社岩城の指定管理者として策定する短期及び中期経営方針の健全経営化の実現のため支援してまいります。

今後とも、株式会社岩城を含めた本市の第三セクターについては、社員の力と地域の 資源を生かしながら、安定した黒字経営を確保するため連携を強化してまいりますので、 御理解をお願いいたします。

次に、6、シルバー人材センターへの業務委託についてにお答えいたします。

シルバー人材センターは、高齢者の多様なニーズに応じた就業機会を提供し、社会参加の促進と地域の活性化に大きく貢献していただいていると理解しております。市では、これまでも施設の管理や環境整備など、さまざまな分野でシルバー人材センターに業務委託をしてきております。

委託費の差につきましては、委託する業務量の違いや、民間委託への移行などによるもので、少ない地域では総合支所の休日の日直業務、除草作業、軽度支援除雪などが主であり、多い地域ではそれに加え、所管する施設の日直・夜間管理業務、幼稚園バスの添乗、運動広場の維持作業なども委託しております。それぞれの地域で違いはあるものの、実情に応じて適正に業務が委託されていると考えております。

市では、今後もシルバー人材センターと連携し、現在、市民まつりで実施しているシルバー人材フェアなど、高齢者の知識、経験、技術を発揮できる機会の拡大を図ることにより、一人一人が生きがいを持って活躍できるよう支援をしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、7、トップランナー方式への対応についてにお答えいたします。

国では、地方公共団体の歳出効率化を推進するため、市民の安全・安心な生活を大前提とし、普通交付税の算定において先進的な業務改革事例を反映させたトップランナー方式を取り入れ、平成28年度から段階的に見直しを行うとしております。

トップランナー方式の対象となっているのは、道路の維持補修や青少年教育施設の管理などの23業務であり、このうち小学校用務員事務やプール管理など16業務が今年度から算定の見直し対象となるため、業務改革を行わない場合は、普通交付税の削減により経常経費が圧迫されることになります。

本市のトップランナー方式への対応としては、対象となっている23業務のうち庁舎の 清掃と夜間警備業務、ごみ収集の民間委託、庶務業務の集約化の4業務は実施済み、道 路維持補修と学校給食運搬、公用車運転の民間委託や、体育館、プール、競技場、公園 の指定管理者制度導入の7業務については一部の施設について実施済み、庁舎の電話交 換業務は既に廃止していること、公立大学の運営は該当しないことから、対象外となっ ております。

現在、実施済み業務の点検も含め、対象業務全般について、現状、課題、行政改革大綱との関連などの実態調査を進めているところであり、引き続き経費節減に向け改革意識を持ち、効果的な業務改革に取り組んでまいります。

次に、8、サンスポーツランド岩城野球場の整備計画については教育長からお答えいたします。

以上であります。

○議長(鈴木和夫君) 佐々田教育長。

【教育長(佐々田亨三君)登壇】

○教育長(佐々田亨三君) それでは、湊貴信議員の教育委員会関係の御質問、8、サンスポーツランド岩城野球場の整備計画についてにお答えいたします。

体育施設の維持管理につきましては、市民の皆様にスポーツ活動の場を提供するとと もに、健康で活力あふれる市民生活の実現に資するよう、整備に努めているところであ ります。

サンスポーツランド岩城野球場につきましては、スポーツ少年団を初め一般軟式野球などの多くの団体から、地区大会や各種大会等で御利用いただいております。潮風や経年劣化により施設改修の必要な箇所につきましては、これまでも順次、修繕に努めてきたところであります。

今後の大規模な改修につきましては、新創造ビジョンの前期計画に登載されており、 野球場を含むサンスポーツランド岩城全体の施設について調整を図りながら実施してま いりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(鈴木和夫君) 8番湊貴信君、再質問ありませんか。
- ○8番(湊貴信君) 丁寧な御答弁ありがとうございました。何点かについて再質問をお願いします。

2、ジオパーク認定についての(3)市民の認知度について再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど答弁の中で、町内会長さん等々でアンケート調査をとったときに、知らないというのが25%ほどあったということを伺いました。多分、町内会長さんというのは、割と一般の市民の方よりは少しは詳しい方だったかなと思うんですが、その中でも4分の1の方が知らなかったということは、やはり一般の市民にアンケートをとると、もう少し大きい数字になるのかなというような思いがあったのですが、ちょっとこれ私の認識が違うかどうか、そこも含めて再質問なのですが、ジオパークの認定には、地域の方々や市民の方々の認知度というのも、一つ審査の要件の中にあるような話を伺ったような記憶があるのですが、もしそうだとすれば、どれぐらいの認知度があるかというのは数字としてきっちりやはり持っておく必要があると思うのですが、全体的にどれくらいということを把握しなくてもいいのかどうかですとか、その辺は認定の要件として特に問題ないというあたりなのか、ちょっとその辺について再度御答弁お願いします。

- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 企画調整部長から答えさせます。
- ○議長(鈴木和夫君) 佐藤企画調整部長。
- ○企画調整部長(佐藤光昭君) それでは、再質問にお答えいたします。

市民の認知度ということでありますが、審査におきましては、それぞれの地域の認知度を全体として把握するというのは非常に困難ということでありまして、実際、現在の認知度ということ以上に、審査ではジオパークとしての活動を今後どのように進めていくのか、それから現在の対象地域がどのような保存状態にあるのか、それからガイドがどのような案内をするのかといったようなことが審査の対象となっておりますので、引き続きそういう審査に向けた体制整備は継続していきたいというふうに考えております。以上でございます。

- ○議長(鈴木和夫君) 8番湊貴信君。
- ○8番(湊貴信君) わかりました。

次に、5、株式会社岩城についての(2)代表者を公募した理由についてでありますが、これはもう少し詳しく答弁欲しかったのですが、由利本荘市内にもいろいろな企業がたくさんありまして、例えば後継者を探しているような会社とかもあるでしょうし、経営者だとか社長だとか、経営する方の新しくどなたかに移していきたい、また託したいという思いのある会社というのもいっぱいあるわけなのですが、一般論として全国にそういう方を募集するというのは、一般企業として余りなじみがないわけで、そこについていいとか悪いとかということを言うのではないのですが、全国から公募するのでは

なくて、今いる管理職だとか、今いる社員から経営者を育てていくだとか、そういう人 に経営を受け継いでいくというのが一般的だと思うんですが、今回公募に踏み切る前に、 今いる管理職ですとか今いる社員の人を抜てきして、経営者にするというような考えは なかったものでしょうか。

- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 商工観光部長から答えさせます。
- ○議長(鈴木和夫君) 真坂商工観光部長。
- ○商工観光部長(真坂誠一君) ただいまの湊議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど、市長もお答えしておりますが、公募に当たりましては、3つが合併したということで、それぞれの特徴を生かしてさらに発展させていくというものが一つの大きな要因でございます。またそのほかに、やはり業種が違うということで、なかなか今現在いる社員の方が、今スピード感を持って経営の健全化に当たるというのは非常に難しい状況だというような判断もございまして、やはり広く全国に公募いたしましてそういう人材を求めたいということで、全国展開という形での公募をしたわけでございます。

内部の抜てきということも、もちろん当然会社の中では考えられることでございますが、特に3つが合併した当初ということでございますので、なかなかその3つの会社の経営を任せるというようなところには、今現在の段階では至らなかったということもありまして、全国展開という形になったと理解しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(鈴木和夫君) 8番湊貴信君。
- ○8番(湊貴信君) わかりました。

もう1点、(5)前回と同様の要件でまた公募されるのかということについてですが、 先ほどの答弁の中では、これから株主総会等々をやって、その辺も進めていくというこ とでありましたが、要件の中で多少気になったといいますか、どうなのかなと思うとこ ろが1つあったのですが、実は役員報酬の部分で40万円、480万円という金額がありま して、その金額が高いとか安いとかというのは、実際まだやられていませんし結果も出 ていない中で言うつもりはないのですが、今回募集されているのは社員ではなくて経営 者だということを考えると、皆さんもいろいろな商工業関係の社長さんなどとお会いす ることがあると思うのですが、中小企業の経営者というのは、どちらかというと完全歩 合制みたいな要素というのはやはりあって、例えば毎月ずっと何カ月も、赤字が続くと、 今月給料ないとか、給料半分しかないなんていう経営者の方というのも実際やはりおら れるし、逆に黒字がずっと続けば、経費を少し使えたり、経営者として時間を多少融通 できたりだとか、大変リスクはあるんですが、そういった経営者としてのだいご味みた いなものというのが、やはり一般の社員の人と経営者の大きな違いだろうなというふう に思っています。

そういう意味で、今回この40万円、480万円という固定の金額はいいのですが、私はよりいい人材を、また一生懸命やってもらうためには、サラリーマン、決まった金額——これを切ることはいろいろ問題があるのでしょうが、少なくともわかりやすく言えば、いい結果を出したりそれなりのことをするのであれば、この額にこだわらずに、そ

れなりのものをきっちり市としても提供していくような考えがあるといったような部分というのは、いい人材を求めるためには絶対必要な要件ではないのかなというふうに思うのですが、その辺、市としては、ここも同じ要件として変わらずにやると考えているのか、ちょっとそこを質問をさせていただきたいと思います。

- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 小野副市長から答えさせます。
- ○議長(鈴木和夫君) 小野副市長。
- ○副市長(小野一彦君) ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、市長答弁にはありましたが、各合併前の会社の資源を、あるいはそのノウハウを高度に生かして、そしてそれを経営状況の好転につなげていくためには、非常にそのトップマネジメント的な現場での采配が必要だということであります。今回黒字に転換になりましたが、やはり非常に厳しい経営環境の中で、まずはそうしたマネジメント体制を強固なものにしていくということで、全体のいろいろな制度を模索する中で地域おこし協力隊制度を活用させていただきながら、そうしたものを生かして安定的な経営マネジメント体制へとつないでいくということで、このような水準にさせていただいた次第でございますが、こうしたことをさらにジャンプ台として、柔軟にいろいろなトップマネジメントの機能を果たしたことに応じた体制が、いろいろな経営状況の中で給与の水準等も含めて選択できるような、そういうことを将来的には目指していければと思っております。

- ○議長(鈴木和夫君) 8番湊貴信君。
- ○8番(湊貴信君) わかりました。要するに、経営者をやはり募集するわけですから、 やってくれたらそれなりのものはやる準備があるというぐらいの思いがないと、という 思いがありました。

以上で質問を終わります。

○議長(鈴木和夫君) 以上で、8番湊貴信君の一般質問を終了いたします。 この際、午後2時25分まで休憩いたします。

午後 2時16分 休 憩

.....

午後 2時26分 再 開

- ○議長(鈴木和夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 一般質問を続行いたします。17番髙橋和子さんの発言を許します。17番髙橋和子さん。

【17番(髙橋和子君)登壇】

○17番(髙橋和子君) 高志会の髙橋和子です。議長の許可を得ましたので一般質問を いたします。

質問に入る前に一言申し上げます。 4月の熊本地震でお亡くなりになった方々に対しまして心より御冥福をお祈りします。また被災されました方々が一日も早くもとの生活ができますよう願っております。

昨年7月、全国モーモー母ちゃんの集いがカダーレで開催されました。熊本からもわざわざ20数名の方々が参加してくださいました。その中にも今回の地震で大きな被害を受けた方がいらっしゃると聞いております。心からお見舞い申し上げるとともに、速や

かな牧場の再建を願っているものであります。

それでは、質問いたします。

大項目1、鳥海ダム本体工事に向けた対策について質問いたします。

鳥海ダムは、平成27年4月に工事事務所が設置され、建設へと前に進んでおります。 昭和45年、県が予備調査に着手以来、約半世紀がたちました。その間、水没予定地の 方々は建設か否かのはざまで翻弄され、生活設計が困難であったと思います。その間、 市を初め各種団体からも早期建設着手の要望が出され、特に平成19年6月は早期建設を 願う署名が5万1,167名分集まり、国に提出されております。

現在、建設地では本体工事に向け用地調査に入って2年目であります。昨年4月から10月までですが、工事関係者の現地宿泊者は3,200名余りいたようであります。

今後、基本設計告示が出ますと、用地取得、工事実施となるわけであります。すぐ目の前まで来ているわけであります。工事に入りますと、最盛期には滞在作業員数が1日300人から400人になるようであります。工事費も800億円を超えるようであり、大変大きな事業であります。

世界に誇れる鳥海ダム建設に向けて、市といたしましてもいろいろと想定しながら進めていかなければならないと思います。そこで鳥海ダム対策室をつくるべきと考えます。

例えば、ダム湖に橋はかかるのか、もしかかるとしたらどこが一番利用しやすいのか、 法体の滝を今以上の観光地にするためには、どのような取りつけ道路が一番いいのか、 管理所をこのようなところに建ててほしい、水源地域特別措置法での整備計画はどこら 辺までできるのか、地場産業の受け入れ態勢、例えば食材の調達、資機材の調達をどう するのか、今でも現地見学の方々がおり、今後多くなると考えられますが、対応をどう するのかなど、さまざまに考えられます。まだ早いなどと考えずに、市の構想を国と連 携をとりながら活性化につながるようにつくるべく取り組まなければならないと考えま す。観光、生活など将来につながるように対策室をつくって、万全の体制で取り組んで いくべきと考えます。

また、ダム工事に向けた事業が着々と進めば、百宅地区はやがて湖底に沈んでいくわけであります。長い間この地域に定住し、そして育んできたこの地の歴史と文化の遺産を今しっかりと記録にとどめ、保存すべきは保存し後世に伝える必要があると考えます。市が責任を持って国と連携しながら、後悔することがないよう取り組むべきと考えます。そして保存したものを展示しているダムもありますが、そのようにもすべきと考えます。

(1)鳥海ダム対策室を設置すべき、(2)水没地域の歴史や文化を記録にして保存すべき、いかがでしょうか。

大項目2、高齢者世帯へのセーフティネットづくりについて質問いたします。

高齢者のひとり暮らし、または2人暮らしでも、片方の方が病気や認知症などで苦しんでいる家庭は年々増加しております。そのような家庭では、入院などの場合、保証人などがなく困っていることが多くなってきております。その場合、近隣や親しくしてくれる人を頼ることが多いのですが、頼まれた方々の心の負担も決して軽いものではないと思われます。

特に、入院費などの保証も絡んできます。成年後見制度や市町村長申し立てなどありますが、申し立てをしてから時間がかかり、緊急の場合には間に合いません。そして成

年後見人は手術の同意はできないと聞いております。

この問題につきましては、基本は家族の助け合いは当然であり家庭の問題であります。 そこで解決すべきと思っておりますが、現実として、かつてあった地域社会や家族関係 が大きく変わり、高齢者の方々が置かれている環境がさま変わりしております。そうい う環境であるため、他の地域ではNPO法人を立ち上げ、事業者が身元保証のほか病院 や介護施設への入院、入所の手続や役所の手続の代理、代行などしているケースもある ようです。しかしながら本市においてはそういうサービスも確立されておりません。

先日、成年後見人センター、リーガルサポートが調査した結果、病院の97%、施設の95%が、自治体や社会福祉協議会などの公的機関が保証する制度や仕組みの創設、準備を望むとなっております。新たな保証の仕組みを検討する時期に来ていると思っております。先ほど申し上げましたが、これは基本的には家族で解決すべきと思っておりますが、現実として困っている方々が多く出てきております。市といたしましてもセーフティネットづくりをしなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

大項目3、由利本荘市ソフトボール場について質問いたします。

身心の健康は、生きていく上で、また幸福を感じる中で大きなウエートを占めると思います。そういうことからも、スポーツ立市宣言をし健康寿命を延ばすことは大変意義があると思っております。また現在、(仮称)総合防災公園アリーナの建設が平成27年12月17日から平成30年6月20日までの工期で進んでおります。大変大きな工事だと思います。

さて、来年、ねんりんピック秋田大会が開催される予定であります。本市はソフトボールと剣道の試合会場に決まっております。その会場になる由利本荘市ソフトボール場は4月から10月末まで、ほとんどの土日が使用されておりますが、管理棟からA球場、B球場が見えないのであります。

管理棟とは、大会の本部が入り、また審判員、記録員などがおり、何か事があった場合、対応する方々が入っているところであります。その本部が待機している場所から、試合開始、途中経過、試合終了などが見えないのであります。球場2面を見渡せるようなものをつくるべきと思います。

また、B球場のトイレであります。現在プレハブのようなものが1棟ありますが、男子用と女子用がくっついたものであります。薄い板のようなもので仕切り壁がありますが、片方に入っている場合、使用できないことが多くあります。あのセットをもう一つ設置し、男性用、女性用、別々のトイレをつくるべきと思います。

9月には、日本スポーツマスターズ大会があり、大勢の方々がこの由利本荘市においでになります。以上申し上げましたこと、実現すべきと考えますが、いかがでしょうか。 大項目4、地元お土産品開発について質問いたします。

由利本荘市では観光に力を入れておりますが、観光客がどれほど市でお金を使っているのか、そして、その中でお土産代としてどれくらい使っているのでしょうか。

県外などに出かけますと、その地の名産、お菓子などさまざまなお土産品をそろえていますが、本市のお土産店や各地の道の駅などに、買いやすい価格800円から1,000円くらいで日もちする我が市特産のお土産品が見当たらないので買えないという声が出ております。商工会などと協力をして、由利本荘市をPRできる商品を開発宣伝して、観光

客などに買ってもらい、お金を地元に落としてもらうというようにしていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

大項目5、本荘ごてんまりの振興について質問いたします。

本荘ごてんまりは、赤、白の房が左右と下の三方についたもので、大変品格のあるまりであります。これはほかにない特徴でもあります。そして模様の美しさで全国に知られております。

毎年、本市においては全国大会が開催され、昨年の第46回大会では全国24都府県から 出品があり、出品点数も第45回大会よりも多くなっております。毎年全国大会を開催す るに当たっては、ごてんまりを愛する会や、ごてんまりに関係する方々の努力や市の協 力があってできていると思っております。

市の伝統工芸品でありますごてんまりは、長い間、市民に愛され、市のお土産品として貴重な存在であります。市においでになるお客様にもごてんまりを差し上げて喜んでもらっていると聞いております。また中国、韓国、ハンガリーなどへもごてんまりをお土産にし、国際交流の一翼を担っております。今回、ブラジルにもお持ちしたのではないでしょうか。

本市は、全国で唯一のコンクール開催地であります。ごてんまりは本市の特色ある工芸品であり、また愛好者にもよく知られております。市観光の目玉の一つとして宣伝をし育成していくべきと思います。

現在、ごてんまりを愛する会が主体となって民工芸技能協会に入り、活動しているようですが、同好会的組織が主体でなく、市当局、市民の方々、関係機関なども入って振興会を組織し、技術の向上、宣伝、後継者の育成などを進め、活性化し、今以上の盛り上がりに結びつけるべきと考えます。

また、以前ギネス認定に挑戦しましたが、惜しくもなりませんでした。しかし条件さ えクリアできれば認定の可能性大であり、制作者の方々も一致団結して再挑戦を望んで おります。挑戦方法をきっちり調べて再度挑戦するべきであると思います。

また、ごてんまりは現在、本荘郷土資料館に少々展示されておりますが、お客様はなかなか行きません。条件のよいところに何百個も飾れる常設展示場を確保し、展示、即売などもできるようにすれば、絶対にお客様はおいでになってくれると思います。美しい丸いまりを鑑賞して不快になる方はいないと思います。皆さんに、美しさ、型のよさに感激し感動してもらい心豊かになってもらえる場をつくる、そこに世界一のごてんまりがどーんとつるされておれば圧巻です。本荘ごてんまりは、本市観光の一翼を担えるすばらしいものだと思います。

- (1)振興のための組織を立ち上げるべき、(2)ギネス認定に再挑戦すべき、
- (3)展示、即売等のための常設の場をつくるべき。

以上でありますが、いかがでしょうか。

大項目6、不祥事再発防止への取り組みについて質問いたします。

これまで、市当局は市民から信頼されるよう職員行動指針7カ条などをつくり、不祥事等の撲滅を目指してまいりましたが、不祥事は続いております。

再発防止策として、①職員行動指針7カ条の確認、朝礼の実施、②ヒヤリハット事例の検証、周知、③市民への挨拶と情報提供サービス、④日常業務の点検、⑤取り組みの

市民、議会への報告を実行するということでありますが、この再発防止策はごく当たり前のことであると思います。

今、本市では将来に向けて財政の状況も厳しく、行政事務もますます効率化、正確さが求められております。そこで、もう一歩踏み込んだ防止策も検討しなければならないと思います。それは組織の相互連携と内部牽制の確立であると思います。民間の例も参考にしながら、具体策として職員を一定期間外して他の職員に代行させる、俗に言う職場離脱を実施するというのはいかがでしょうか。職員の方々を一定期間交換をするということであります。これは職員間の相互連携、信頼があればできることであります。職員一人一人が日常の仕事に緊張感を持って取り組んでいくために、現状においては必要な方策であると思いますがいかがでしょうか。

私は、仕事は正確さ、いわゆる正しさと楽しさは反比例ではないと思います。正しさと楽しさが縄のようによりになれば、いい方向に向かえると思っております。職員の方々にはいろいろ風当たりはあるでしょうが、ここで一踏ん張りしていい方向に向かえるようにとの思いでの質問であります。

大項目7、東光苑について質問いたします。

東光苑については、本年4月1日から管理を由愛会に移行する予定でありましたが、 ケアプラン未作成のためできず、大変混乱いたしましたし、入所者の方々、そして御家 族の方々も大変心配をいたしました。

最初の説明では、平成25年度までケアプランは作成されていたと報告を受けておりましたが、再度調査した結果、平成23年度からずっとケアプランが未作成だった事実が確認されました。ケアプランがなければ介護サービスは実施できないと認識しておりました。施設で一番基本となる通常業務を何年も行っていなかったということであります。施設職員の方々はケアプランを作成し提出することがわからなかったのでしょうか。それとも介護報酬がどんどん入ってくるので黙っていたのでしょうか。

一部の職員の残した仕事に大きな欠陥が生ずれば、一生懸命仕事に励んでいる多くの職員の方々には大変迷惑なことであります。そしてまた市民の方々にも大変迷惑なことであります。

当局からは、5項目の改善策で、今後仕事に励むと報告がありました。その中にコンプライアンスの周知徹底と出ておりますが、法令遵守も行っていなかったのでしょうか。またケアプランを組織全体で共有する仕組みの構築とありますが、これがなければ介護員の方々がサービスできなかったのではないでしょうか。

また、介護報酬についてでありますが、月々1,000万円以上の報酬をいただいて利用者の方々にサービスを行ってきたわけであります。ケアプランを作成せずに介護報酬をいただいたわけでありますので、事務組合への返還などが考えられるわけであります。

- (1) ケアプランの未作成をどのように分析したのか、通常業務を行わないことが常 態化した状況をどう分析したか。
 - (2) 今後の対応について。
- ①介護報酬について、利用者や事務組合への返還など考えられるが、どのように認識 しているのか、②コンプライアンスの周知徹底とは、何をどのように遵守するのか。

東光苑の質問は、利用者の方々が安心をしてサービスが受けられ、そして職員の方々

が心おきなく働くことができ、そして市民の皆様が理解できますよう具体的にお答えい ただきたいと思います。

これで、壇上での質問を終わります。

【17番(髙橋和子君)質問席へ】

○議長(鈴木和夫君) 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長(長谷部誠君)登壇】

○市長(長谷部誠君) それでは、髙橋和子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、鳥海ダム本体工事に向けた対策についての(1)鳥海ダム対策室を設置 すべきについてお答えいたします。

鳥海ダム建設事業につきましては、昨年4月に鳥海ダム工事事務所が開所され、現在までに計画地の用地測量やボーリング調査など、工事着工に向けた作業が進められております。

鳥海ダムに対する本市の体制としては、これまでに建設部や企画調整部などの関係部署において連携を図り、鳥海ダム工事事務所との調整に当たるほか、鳥海総合支所に専任職員1名を配置し、地権者の相談窓口としてきめ細かい対応に当たっているところであります。その中で鳥海ダム建設に伴うつけかえ道路につきましては、現在、鳥海ダム工事事務所と協議を進めているところであります。

御質問の鳥海ダム対策室の設置につきましては、ダム先進地における設置状況を参考にするとともに、鳥海ダム工事事務所と緊密に連携を図りながら、具体の作業内容と事業の進捗状況に応じ対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、(2) 水没地域の歴史や文化を記録にして保存すべきについてお答えいたします。

鳥海ダム予定地の百宅地区周辺では、500年以上前の生活痕跡や山城など、先人の生きたあかしが遺跡として複数確認されております。さらに民俗芸能のほか伝統行事や昔話など、百宅地区の特徴ある民俗事象も世代を超えて伝承されています。本市ではできる限りこれら文化について調査し、記録として後世に伝え残すとともに、重要なものについてはその保存に努める責務があると考えております。

なお、ダム上流部に位置する県指定の名勝及び天然記念物である法体の滝及び甌穴については、ダム事業の影響は及ばないと伺っております。また鳥海ダム予定地となる百宅地区の歴史、文化、その他の歴史事象についても、その折々に鳥海ダム工事事務所や県教育委員会と協議しているところであります。

鳥海ダム工事事務所においても、同様の観点から百宅地区の歴史、文化について現地調査を行っていると伺っております。引き続き鳥海ダム工事事務所や県教育委員会と協議を重ね、三者の調整を図りながら埋蔵文化財や有形・無形の文化財について記録保存してまいりたいと考えております。

次に、2、高齢者世帯へのセーフティネットづくりについてにお答えいたします。

本市では、生活の基礎となる世帯構造に変化が見られ、高齢者の単身世帯や高齢者の みの世帯が多くなり、家族が担ってきた社会的機能が縮小し、それをどのように補完す るのかが課題となっております。

身元保証に関しては、市が直接保証人となることは困難であり、本市には対応できる

NPO法人等もありません。市では、相談があった場合にはこれまでも血縁関係者に協力をお願いするなど橋渡しをしてまいりましたので、まずは相談いただきますようお願いいたします。また医療機関では、身元保証人がいない場合でも必要な医療は提供すると伺っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、由利本荘市ソフトボール場についてにお答えいたします。

市内の社会体育施設は約100カ所にも及ぶことから、その維持管理につきましては日ごろより利用者の皆様や協会などの御協力も得ながら利用いただいているところであります。

由利本荘市ソフトボール場におきましては、御承知のとおり、これまで平成19年の秋田わか杉国体を初め全日本総合男子ソフトボール選手権やインターハイ、また全日本レディース大会など全国規模の大会を円滑に運営してまいりました。

今後も全国規模の大会を開催するに当たり、運営上、必要な場合は大会期間中に簡易ハウス等の使用も検討してまいります。またBコートの簡易トイレにつきましては、マスターズやねんりんピックなど大規模な大会の開催時には増設対応をいたしますので、御理解をお願いいたします。

次に、4、地元お土産品開発についてにお答えいたします。

観光客の市内におけるお土産の購入額の全てを把握することが難しいことから、具体的な数字は提示できませんので御理解をお願いいたします。

市内の売れ筋商品については、食品部門では日本酒、天鷺ワイン、本荘うどんや、由利本荘市、にかほ市の両市が連携した由利地域食農観推進グループによるプロジェクト「由利ものがたり」から生まれた鳥海山周辺の素材を使った製品などがあり、民芸品については、ごてんまりや組子細工の小物などが挙げられます。

お客様に買いやすく日もちのする特産品への御要望については、現在のお土産品を生かし小分けをするなどの工夫をし御要望にお応えできないか、またお客様の嗜好に合う地元の素材を使った商品を企画開発し、よりお客様に消費していただけるよう、商工会や関係機関と連携しながら進めてまいります。

現在、たくさんのお客様を迎えております「真田丸」関係については、お菓子やお酒などのお土産品の開発が行われておりますが、今後も地域の特色あるお土産を提供できるよう支援してまいります。

また、市では地元産の木を活用した製品開発による木材産業の活性化、子供の遊び場の創出を図るため、地域資源を活用した新しい産業の育成事業に取り組んでおり、将来的には木育活動からのお土産品の提供を視野に入れて活動を推進したいと考えております。

次に、5、本荘ごてんまりの振興についての(1)振興のための組織を立ち上げるべきについてお答えいたします。

ごてんまりは、本市を代表する伝統工芸品で、昭和36年開催の秋田国体において地元開催種目への参加選手に贈られて以来、本市の重要なお土産品として位置づけられており、先月訪問したブラジルにもお土産として持参した次第であります。

ごてんまりの振興については、ごてんまりを愛する会や関係者の皆様の御協力をいただき、全国でも本市だけで開催しております全国ごてんまりコンクールが46回を数え、

出品数も年々ふえておりますので、本市観光の目玉事業として全国にPRし、引き続き 開催してまいりたいと考えております。また、現在年2回開催しておりますごてんまり の制作教室を通して、今後ともごてんまりの普及及び後継者の確保に努めてまいります。 ごてんまりの振興のための組織立ち上げについては、ごてんまりを愛する会の皆様を 初め、制作に当たっている方々や関係者の皆様と、今後その必要性を含め、協議、検討 してまいります。

次に、(2) ギネス認定に再度挑戦すべきについてお答えいたします。

第29回国民文化祭の際に制作されたごてんまりですが、制作途中にその大きさからギネス記録申請の声が上がり申請に至った経緯があります。しかしながら、当初からギネス記録認定のために作成されたものではなかったため、認定のための細かな規定に適合せず、残念ながらギネス記録認定とはなりませんでした。

再度のギネス記録挑戦でありますが、前回の申請時には木綿や絹糸で縫われる通常のまりと同様の素材でなければならないとギネス社からの指摘がありました。前回制作したごてんまりは、内部に鉄骨の骨組みを用い毛糸を巻いてつくられたものであり、補強をした状態においても完全な球形を保つことが難しいのが現状であります。このようなことから、ごてんまりの通常の素材や製法を保ったままの制作は課題が多いため、現時点での再挑戦は困難であると考えております。

次に、(3)展示、即売等のための常設の場をつくるべきについてお答えいたします。 ごてんまりの展示につきましては、現在、全国ごてんまりコンクールを初め、ひな街 道などイベント等で展示しているほか、本荘郷土資料館や羽後本荘駅などの公共施設に 飾らせていただき、PRに努めているところであります。

展示から販売まで常設の場の設置につきましては、その保管に適した展示場や、従来から販売を行っていただいている業者の方々との調整が必要となってまいりますので、 現時点では難しいと考えております。

市といたしましては、今後、関係者の皆様と協議、検討をするとともに、引き続き各施設でのごてんまりの展示を行いながら、振興のための支援を行ってまいります。

次に、6、不祥事再発防止への取り組みについてにお答えいたします。

湊議員の御質問にお答えいたしましたとおり、現在さまざまな方法により職員の意識 改革やコンプライアンス意識の向上を図るなど、再発防止対策に取り組んでいるところ であります。

髙橋議員御指摘の職場離脱の手法を用いての一歩踏み込んだ対策も、職種や場合によっては有効な手段であると認識しておりますが、市役所の職場環境は多岐にわたって専門化しており、市民に御迷惑をかけずに実施することが可能な職場は限られていると考えております。

基本的には、適材適所を意識し、部署や職種に応じた適切な経験年数を考慮した定期 人事異動により対応してまいりますが、必要に応じて人事異動や職員派遣を行い、また 業務ごとに主担当、副担当を配置することにより、緊張感を持って仕事に向かえるよう な環境づくりをしてまいります。

今後も、特別職や市職員と一丸となって全力で職務に精励し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、7、東光苑についての(1)ケアプランの未作成をどのように分析したのかの 通常業務を行わないことが常態化した状況をどう分析したかについてお答えいたします。

東光苑でのケアプランの未作成につきましては、あってはならないことであり、私としても非常に残念であります。これまで内部調査を実施し、現在、県の監査も継続中でありますが、現段階では不適切な事務処理の原因として、法令を遵守する精神や管理者の監督責任が欠如していたこと、介護業務の進行管理、相互のチェック体制が築かれていなかったこと、施設全体の認識の甘さにあったと捉えております。

次に、(2) 今後の対応についての①介護報酬について、利用者や事務組合への返還など考えられるが、どのように認識しているのかについてお答えいたします。

平成27年度までに受領した介護報酬につきましては、現在県が実施している監査の結果により、その取り扱いと方向性が判断されると考えております。

市といたしましては、監査の結果に誠実に対応するとともに、何よりも入所者やその 御家族、そして地域の方々に安心していただけるサービス提供の継続を第一に考え、全 力を尽くしてまいりますので御理解をお願いいたします。

次に、②コンプライアンスの周知徹底とは、何をどのように遵守するのかについてお答えいたします。

東光苑では、ケアプランを職員全体で共有するという仕組みが築かれておりませんでした。こうした状況を踏まえ法令に基づく認識を共有するため、4月28日にはケアプランの法的根拠について、6月1日には介護記録の作成と検証について、職員研修会を実施したところであります。

今後も、特別養護老人ホームや短期入所施設の関係法令について研修を進め、職員の能力向上と法令遵守の仕組みづくりを図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

- ○議長(鈴木和夫君) 17番髙橋和子さん、再質問ありませんか。
- ○17番(髙橋和子君) それでは、再質問いたします。

大項目1、鳥海ダム本体工事に向けた対策についての(1)鳥海ダム対策室を設置すべきで質問いたします。

市長から、ただいま対応を協議すると、対策室をつくるべく対策を協議するというお話でしたが、そう理解してよろしいですよね。

- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 鳥海ダムの対策室の設置につきましては、先ほど答弁いたしましたが、ダムの先進地の設置状況を参考にするということ、それから鳥海ダム工事事務所と現在緊密な連携を図っております。具体の作業内容と事業の進捗状況に応じて対応していきたいということであります。
- ○議長(鈴木和夫君) 17番髙橋和子さん。
- ○17番(髙橋和子君) 理解いたしました。まず対策室を必ずつくっていただきたいと、 それは市のほうからの申し入れを国のほうにしていただきたいという思いであります。 それから、もう1つ、つけかえ道路の件ですが、観光に結びつくつけかえ道路にして いただきたいという思いでありますが、今はどれくらいまで進んでおりますでしょうか。

- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 鳥海ダムのつけかえ道路につきましては、今、鳥海ダムの工事事務所と協議をしているさなかであります。法体の滝は残るわけでありますので、それを観光に結びつけるためにも、単なるつけかえ道路ではなくて観光道路になり得るような案を我々の意見として市から申し上げておりまして、現在協議を進めておりますので、御理解願いたいと思います。
- ○議長(鈴木和夫君) 17番髙橋和子さん。
- ○17番(髙橋和子君) 水特法のほうで整備計画はできるという、インターネットなん か調べてみますとそのようになっております。そこら辺はどの辺まで整備計画ができる と思っているのでしょうか。そしてまたそういうことを計画しておりますでしょうか。 この水特法というのはダムのことではなくて、その地域の整備計画であります。
- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 企画調整部長から答えさせます。
- ○議長(鈴木和夫君) 佐藤企画調整部長。
- ○企画調整部長(佐藤光昭君) ただいまの再質問にお答えいたします。

今年度に入りましてから、商工観光部、建設部、地元の鳥海総合支所、それと企画調整部が入りまして鳥海ダム工事事務所と協議をしております。そのやりとりの中で御質問の水特法のことにつきましても協議を今始めているところであります。Q&Aという形で文書でもって、いろいろ今やりとりを始めているところでございまして、その中にこの水特法の計画内容について、そういうやりとりをしている最中でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

- ○議長(鈴木和夫君) 17番髙橋和子さん。
- ○17番(髙橋和子君) それでは、水特法に関しましても抜かりなく段取りをとりなが ら進めていっていただきたいと思っております。

それから、大項目 2 、高齢者世帯へのセーフティネットづくりについて再質問いたします。

市長の答弁では、まず親戚の方々に橋渡しをしたり、というお話でありました。これは法律も絡んできますので大変難しい——今現在行政のほうで何かをやるとなれば大変難しいことだと私も勉強してわかりました。ですが現実として困っている方々は大変多くおります。そういう方々に手を差し伸べるのも行政だと私は思っております。

そういうことからして、こういうNPOもあちこちにできておりますし、そうできるような行政のほうで指導するなり宣伝をするなり、何か手助けをしなければ大変不都合が出てきているということでありますので、そこら辺はそういうこともお考えになっておらないのでしょうか。

それから、先ほど私の質問の中でセーフティネットづくりというものを市とか、それから社会福祉協議会、そういう方々にしていただきたいという、公的機関が保証する制度や仕組みの創設準備を望むということになっております。ですが、これはやはり法律も関係するものですから、なかなか前に進まないということであります。どのようなことをすればこれはクリアできるのか、市のほうでも考えながら前に進むような政策をしていただきたいと思っております。そういうことに対しまして市のほうでは何もお考え

はないのでしょうか。現状のままでよろしいという思いでいるのでしょうか。

- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 健康福祉部長から答えさせます。
- ○議長(鈴木和夫君) 太田健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(太田晃君) 髙橋議員の再質問にお答えいたします。

NPOのお話がございましたが、調べてみますと、全国でNPOのほかいろいろな事業体がそういった保証人を請け負うというふうな事業を始めているところもございます。ただし入会金が数十万円かかるとか、もしくは場合によってはそういった立ち上げたところが解散したところもございます。公的な機関といたしまして、こういったところがあるからというふうな紹介はなかなか難しいものがあるなというふうに考えておりますし、現在は、我々のところに御相談いただいた場合に、血縁関係の方々に橋渡しをさせていただくというふうな取り組みをさせていただいております。

また、医療機関、それから介護保険施設、こういった施設では身元保証人がないからといってその入居を拒んだりはできないと厚労省のほうでも申しておりますし、また地元医療機関のほうに保証人がいないことが入院拒否の要因になるのかということで問い合わせしましたところ、その緊急度合い、必要度に応じて身元保証人がよーいどんでいなくても、必要な医療を提供するのが医療機関の役目だということを明言いただきましたので、その点については御安心いただきたいと思います。

全国的な事例といたしましては、社会福祉協議会のほうでその身元保証的なところを 始めたところもあるというふうに伺っていますので、そういった事例は今後研究させて いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(鈴木和夫君) 17番髙橋和子さん。
- ○17番(髙橋和子君) この件に関しましては、皆さん大変せっぱ詰まったような状態の中で生活をしておりますので、やはり気持ちの上で、ここに暮らして安全であるし安心であるというような地域づくりのためにも一肌も二肌も脱いで、これをクリアしていただきたいと思います。

続きまして、3、由利本荘市ソフトボール場について再質問いたします。

ソフトボール場につきましては、大きな試合のときに管理ハウスを増設をするということでございますが、常設にはできないということで、ただ大きな試合のときにそういうものをつくるということでしょうか。

- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 大規模な大会の開催時には増設対応をしていきたいと思っています。
- ○議長(鈴木和夫君) 17番髙橋和子さん。
- ○17番(髙橋和子君) 私は、国療跡地にも大きな工事をやっておりますが、そういうお話の中から、やはり地域の中で大変さまざまなことで不都合が出てきているということに少しは手を回してほしいという市民の方々の声もありますので、何とかそこら辺の思いも酌んでいただきたいと思っております。

それから、大項目4、地元お土産品開発についてであります。

さまざまに工面をしながらこれからもやっていくというようなことでありました。そ

れで私はお土産品、今さまざまなものがあるとおっしゃっておりますが、やはり私たちの年代の人方がどこからか来て何かを買うというときに、地元のものがちょっとなというような話は多々お聞きします。今回、市長も議長もブラジルの本荘追分の大会に行って大変感激したという話を聞いております。地元にはやはり世界的な本荘追分というものもあるわけですので、そういうものも利用しながらお土産開発というのはできないものかなと私は思っております。そしてそういうものを探せば、原石というのは足元にいっぱいあるような気がします。そういうことも考え合わせながら、やはり商工会の方々と一緒に、そして関係機関の方々と一緒に、開発しながら製品化しながら、前に進むべきと思っております。本荘追分は、世界的な本荘追分でしょう、ブラジルで大会があったんだから。やはりそういうものを利用しながらできると私は思っております。先ほど取り組むということでしたので、そういうこともこれも一例です、取り組んでいただきたいと思います。

それから、大項目5、本荘ごてんまりの振興についてでありますが、この(1)振興のための組織を立ち上げるべきということであります。市長の答弁では必要性を含めて協議をするということでありますが、私は必要であるということで質問いたしました。なぜならば、ごてんまりをつくっている方々はさまざまなことに対しましてこういう振興会をつくっていただければ、再度ギアチェンジしながら前に進めるという話でありましたので、何とかつくるように努力していただきたい。今ここで、はい、つくりますと言っていただければ大変ありがたいのでありますが、そこら辺はどのようなお考えなんでしょうか。

- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 先ほど答弁しましたとおり、組織の立ち上げについては、ごてんまりを愛する会の皆様、それからごてんまりを制作している方々の意見をよく聞いて協議を進めてまいりたいと思います。
- ○議長(鈴木和夫君) 17番髙橋和子さん。
- ○17番(髙橋和子君) (2) ギネス認定に再度挑戦すべきということで、さまざま今市長からもお話がありましたし、ギネスに挑戦するというのは並大抵のものではないということは私もわかっております。ですが、ごてんまりを愛する会がおととしでしたか、ギネスに挑戦するというので大々的にテレビにも出、新聞にも出、そして皆さんがギネスに挑戦したんだということで、心躍らせながら結果を待っておりましたが、結果的に情報のとり方が十分でなかったということで、最初の時点で却下されたというようなことであります。

何とか、このまりをつくっている方々が、自分たちは今結構年になってきたんだと、 再度挑戦して、ここに全国的に立派なごてんまりがあるんだよと、そして皆さんに来て いただきたいというような思いでいるということに対しまして、市のほうでは、それは 面倒くさいからそれはできませんよというようなお答えなんでしょうか。そこら辺、も う一度お願いいたします。

- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 先ほど私が答弁しましたとおり、ギネスの再挑戦についてはギネス社からの指摘がございまして、木綿や絹糸で縫われ通常のまりと同様の素材でなけれ

ばならないということでありまして、今回つくられたものは内部に鉄骨の骨組みがございまして、毛糸を使っているというようなもので、完全な球形を保つのが難しいと。そういうことでありますので、再度ギネス挑戦というのはなかなか難しいのではないかと考えているところであります。

補足として担当部長から答えさせます。

- ○議長(鈴木和夫君) 真坂商工観光部長。
- ○商工観光部長(真坂誠一君) ただいまの髙橋議員の再質問にお答えしたいと思います。 先ほど市長がお答えしましたとおり、ギネス社のほうからそのつくり方についての御 指摘がございました。それによって前回につきましては、その指摘があった時点で難し いだろうということで、申請はいたしましたが、本来である個人申請というような形で 無料の申請をしたということで、結果的にはギネスの認定はならなかったという結果に なっております。

先ほど議員から御指摘ありましたが、応援しないとかそういうことではなくて、つくれるかつくれないかという技術的なところを少し確立していかなければならないということが先だということで、それを関係者の皆様方と進めていきたいということでございます。そのことが解決すればその次のステップというようなことも考えられると思いますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

- ○議長(鈴木和夫君) 17番髙橋和子さん。
- ○17番(髙橋和子君) わかりました。

大項目 6、不祥事再発防止への取り組みについて市長から御答弁をいただきました。 大体そうなのでないかなという思いではおりました。やはり新しいものに対しまして、 市長のお話では職務柄そういうことはできないところが多いということであります。そ ういうことを言ってしまえば終わりだなという思いでおります。

私は、今まで防止策というので新しいものが出てくるのかなという思いでおりましたが、まず普通のものしか出てこなかったと。それは反対から考えれば市長が職員の方々を信頼しているから、これぐらいやれば防止策になるのだという思いで私はいるのかなという思いでおります。このことに関しましては、私はこういうやり方もあるのだということのお話の中で質問いたしましたのでありまして、市長がだめだと言えばそれで終わりであります。それはそうと理解をいたしました。

続きまして、大項目7、東光苑について再質問いたします。

ケアプランの未作成をどのように分析したのかと、通常業務を行わないことが常態化した状況をどう分析したのかということですが、普通から考えますと、これは私たちの常識からは乖離しておりますが、それはそれで今までできたことですので、それは仕方ないなという思いでおります。今後このようなことがないようにしていただきたいと思っております。

それから、(2)今後の対応についてであります。

返還など考えられるかということに対しまして、県の監査結果が出てないのでそういうことがわからないということであります。私、さまざまに御質問したいと思っていたのですが、県の監査結果が出てこなければ何もかにもわからないということであるとすれば、いつごろわかる予定なのでしょうか。

- ○議長(鈴木和夫君) 長谷部市長。
- ○市長(長谷部誠君) 健康福祉部長から答えさせます。
- ○議長(鈴木和夫君) 太田健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(太田晃君) 県の監査の状況につきましては、これまで2度、現地のほうに入っておりますが、監査結果が出るまでの期間、いつごろかというめどに関しましては、県のほうからも明言をいただいておりませんので、この場でお答えする状況にはございません。
- ○議長(鈴木和夫君) 17番髙橋和子さん。
- ○17番(髙橋和子君) そのことの先にどのような返還が来るのか来ないのかということはわからないとなれば、ここでそのことに関しては質問いたしません。ですが入所者の方々は完全にサービスを受けたということでありますので、ただ介護報酬をもらいっ放しでいたということではありませんので、そこら辺は県のほうには強く申し入れをしていただきたいと思っております。
- ○議長(鈴木和夫君) 太田健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(太田晃君) ただいまの件ですが、県の監査の中でも介護の実態がどうだったのかという視点で現在監査を進めておりますので、その部分は県の監査の中でも調査中でございます。

以上でございます。

- ○議長(鈴木和夫君) 17番髙橋和子さん。
- ○17番(髙橋和子君) これは、市長にお聞きしたいのですが、防止策の中に元気な挨拶というものがありました。市長は挨拶というのはどのような位置づけをしているのでしょうか。
- ○議長(鈴木和夫君) 17番髙橋和子さん、大分話が横道にそれてきておりますが、どうしましょうか。
- ○17番(髙橋和子君) すみません、お願いします。
- ○議長(鈴木和夫君) 市長、見解がありましたら。
- ○市長(長谷部誠君) 私自身は、挨拶というのは礼法の一つ、そしてまた相手を敬うといいますか、そういう気持ちがなければ本当の挨拶はないと思いますので、普通の家庭でも夫婦関係でも、朝起きたときはおはようございます、お互いにそういう挨拶が非常に大事だと思いますし、こういう組織においても、きょうは一日頑張るぞという意味を込めて心からの挨拶をすることが大事だなというふうに思っております。形式的なものではないと、やはりその人間性がないとだめだと、いわゆる挨拶も私は一つの気だと思いますね。きょう一日元気で頑張ると、あるいは一生懸命頑張るという自分の気がなければ本当の挨拶はできないのではないかなと思いますので、職員に対してはそういう意味で挨拶の励行をお願いしていると。
- ○議長(鈴木和夫君) 17番髙橋和子さん。
- ○17番(髙橋和子君) 市長のお気持ちがわかりました。そしてまた市長は剣道の達人だと思っておりますし、挨拶、礼から始まって礼に終わるという剣道ですので、挨拶は一番上段にくるんだと思っております。そういう思いをやはり職員の方々に繰り返し繰り返し市長みずから発言をしていただきたいと思っています。

私は、挨拶というのは人と人とのコミュニケーションの一番最初のものだと思っております。そこから始まるのだと思っています。そしてコミュニケーションのできない人は仕事もできないというようなことを言われておりますので、そこも市長、つけ加えながら職員の方々にお話をしていただければ幸いと思います。

これで私の質問を終わります。

大変御苦労さまでした。

○議長(鈴木和夫君) 以上で、17番髙橋和子さんの一般質問を終了いたします。

○議長(鈴木和夫君) 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。 明日も午前9時30分より引き続き一般質問を行います。 本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時36分 散 会